

令和 7 年第二回定例会

八 丈 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 10 日 開 会

令和 7 年 6 月 11 日 閉 会

八 丈 町 議 会

令和 7 年第二回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（6 月 1 0 日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	1 6
一般質問	1 8
金 川 孝 幸 君	1 8
真 田 幸 久 君	2 4
奥 山 幸 子 君	4 0
浅 沼 碧 海 君	4 9
沖 山 昇 君	5 4
岩 崎 由 美 君	5 8
山 下 則 子 君	6 3
報告第 1 号の上程、説明、質疑	6 7
報告第 2 号の上程、説明、質疑	6 9
報告第 3 号の上程、説明、質疑	7 0
報告第 4 号の上程、説明、質疑	7 0
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1

延会の宣告	9 0
署名議員	9 1

第 2 号 (6 月 1 1 日)

議事日程	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 4
事務局職員出席者	9 4
開議の宣告	9 5
会議録署名議員の指名	9 5
発言の訂正	9 5
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
報告第 5 号の上程、説明、質疑	1 1 8
発議第 7 号の上程、説明、採決	1 1 9
承認第 1 1 号の上程、承認	1 2 1
総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 2 1
経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 2 1
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 2 2
議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	1 2 2
閉議及び閉会の宣告	1 2 2
署名議員	1 2 5

八丈町告示第 7 号

令和 7 年第二回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 3 日

八丈町長 山 下 奉 也

1 期 日 令和 7 年 6 月 1 0 日 (火) 午前 9 時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	真 田 幸 久 君	2 番	浅 沼 隆 章 君
3 番	奥 山 幸 子 君	4 番	浅 沼 清 孝 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	8 番	岩 崎 由 美 君
9 番	浅 沼 碧 海 君	10 番	山 下 巧 君
11 番	浅 沼 憲 春 君	12 番	山 本 忠 志 君

不応招議員（なし）

令和 7 年第二回八丈町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 6 月 1 0 日（火曜日）午前 9 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 1 号 令和 6 年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第 8 報告第 2 号 令和 6 年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 第 9 報告第 3 号 令和 6 年度八丈町一般会計継続費繰越額の報告について
- 第 1 0 報告第 4 号 令和 6 年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 令和 7 年度八丈町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 議案第 3 9 号 令和 7 年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 4 0 号 令和 7 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 1 号 令和 7 年度八丈町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 4 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
- 第 1 6 議案第 4 3 号 神湊漁港漁港区域内の公有水面埋立てについて
- 第 1 7 議案第 4 4 号 消防ポンプ自動車購入契約
- 第 1 8 議案第 4 5 号 令和 7 年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅲ期請負契約
- 第 1 9 議案第 4 6 号 令和 7 年度農地防災事業銚子の口ため池地区改修工事請負契約
- 第 2 0 議案第 4 7 号 担い手育成研修センター作業棟（管理エリア）建設工事請負契約
- 第 2 1 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 2 2 発議第 7 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦
について

第23 承認第11号 議員の派遣承認について（東京都道路整備事業推進大会）

第24 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第25 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第26 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第27 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	小野高志君
福祉健康 課長	菅原宏幸君	建設課長	櫻庭郁也君
産業観光 課長	大澤知史君	企業課長	菊池拓君
企業課 主幹	岡野豊広君	教育課長	田村久美君
消防長	堀本敏彦君	病事務 補企財 政係	菊池裕介君
代査委員	鍵山卓史君	院長 佐面 課長	佐々木奏君
福祉健康 保健係長	山本良太君	教育係 生涯学 習係	鈴木信吾君

事務局職員出席者

事務局長 高 橋 太 志 君

書 記 鏑 山 裕 樹 君

書 記 浅 沼 紀 子 君

書 記
(録 音) 西 野 めぐみ 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和7年第二回八丈町町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に6番、7番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より6月12日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、議長報告及び議員派遣結果報告については、配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

諸般の報告について、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1番、着座のままで結構ですので。

○1番（真田幸久君） 各基金の運用につきまして、これまでに運用先の検討を行うべきという意見を申し上げて、検討を行うという回答がありましたけれども、直近の4月の報告につ

いてもこれまで同様、利息のつかない普通預金で保管されていますけれども、これは検討の結果、引き続きそのような取扱いを行うことになったのか、それとも、まだ検討するという、どちらなのかをお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） おはようございます。

4月から会計課の課長が配属できませんでしたので、私が事務取扱いということになります。会計管理者というのは、私とか町長はなれませんので、私はあくまでも事務取扱いということで、会計課の課長の事務を取り扱うということで、実務は会計管理者、会計の係長が担当するというので、ご承知おきいただければと思います。

今の基金の関係です。前々からのご提案もいただいております。今、八丈町の基金というのは全部で15あります。そのうちの4月で3つの基金、定期申込みをさせていただいております。基金の内容としましては、人材育成基金、それから福祉の社会福祉推進基金、それから土地開発基金、この3本をみずほさんと七島さんの定期に入れるようにしてあります。半年の一応利率ということで、0.225と、あとは0.25%の利率の定期預金に入れているというところになります。この基金、今3つなんですけれども、合計で約9億1,000万というものを入れています。

半年後、この利息で計算をすると、多分200万とちょいの利息がつくような形になります。また、これは予算上いろいろ運用させていただくというところになりますけれども、一応これがまた半年後、どういった形でまた運用をしていくかというのは、みずほさんとか、それから七島さんの利率の関係も含めて、いろいろと検討したいなというふうに思います。

なかなか今まで無利息、無利子ということでやっていましたけれども、ご提案どおり、今回は3本の基金、約9億1,000万を定期に積んだというところになります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

まず1点、ちょっと聞き間違いだったら申し訳ないんですけれども、4月からというふうに聞こえたんですが、例月報告の中では4月は定期預金にしていないということは書いてあったので、私の聞き間違いだったら申し訳ございませんので、もう一度確認したいのが1点と、あとは、みずほさんとそれから七島信用組合さんを使うというのは、公金取扱い金融機関であることも含めて妥当ではないかと思う反面、どういう基準で運用を今後行うのか。どれだけの期間使わない予定のものを、どういうふうに割り振って、どういうふうに商品にや

っていくかという、そういう基準とといいますか、取決めをしておかないと、後で事故が起こってからでは遅いので、ほかの自治体ではそういった形で、例えば、超国債に当たって、金利が上がって、それで含み損を抱えて、資金繰りがつかなくて、途中で売らざるを得ないというような事象も発生していますので、ぜひともそういった基準も含めて、きちんと整えてやっていただければと思うんですけれども、それは基準とといいますか、要望とといいますか、そういったものはどうなっていますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） 今回は、一応1億円以上の基金ということと、それから、いわゆるふだん予算とかで皆さんご存じかと思いますけれども、ふだんのいわゆる財源の関係で基金から繰入れ、そういったものを頻繁に行わないような、そういったものということで、今回3つの基金というふうにはなっています。

もう少し細かいところでいけば、先ほどのように長期の運用の部分であったりとか、そういったところは、まだまだ我々としてもノウハウを持っていないので、まずは長期とかというのとはなしだろうなというところだと思っています。

今回、金利の上がり方も、去年から見て非常に短期で上がっているというところで、今回は短期の半年の基金での定期の運用というふうにしています。細かいところは、まだまだこれから詰めていかなければいけないところが多いと思います。ですので、そういったところを詰めながら、ご提案のようによく基金の定期とか、そういったものの運用、そういったことができればなというふうに思いますので、またぜひそういったところのご相談は乗っていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 今ご回答の中に私の質問に答えていない部分がありますけれども、要綱はだからまだつくられていないということでしょうか。要綱をつくらないで物事を進めると、後で問題が起きかねないので、ぜひある意味積極的な運用をしていただきたいんですが、あくまでもきちんと要綱等のルールを決めた上で行わないと、担当者の方にも負荷がかかりますし、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○副町長（山越 整君） もう1個答えてなかったのがありましたので、4月1日からということをやっていますので、すみませんけれども。あと、要綱はまだこれからというふうになりますけれども、当然、要綱をつくる上でも、先ほども言ったように、なかなか基金に、こ

ういった運用していくのにノウハウがないというのもありますので、いろいろと勉強しながらつくらなければいけないという、今そういう段階ということでご理解をいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 4 月 1 日からすると、この例月報告が間違っているということになりますんで、例月報告そのものの修正が必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長。

○事務局長（高橋太志君） ちょっと休憩していいですか。

○議長（山本忠志君） ちょっと休憩取ります。

○事務局長（高橋太志君） ちょっと今、機械のトラブルでちょっと聞いてなかったんで、すみません、もう一度。

○1 番（真田幸久君） すみません。例月報告の 4 月末現在のところでも、利息がつかないところで保管していますという表現が書いてあるにもかかわらず、今副町長からは 4 月 1 日から定期預金で運用しているということになると、矛盾した内容になりますんで、それはどちらかが間違っているということになりますんで、どちらかを訂正していただかないといけないと思うんですけれども。

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

局長。

○事務局長（高橋太志君） 例月の書類が間違えていたので、それを次回から訂正させていただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第 4、行政報告を行います。

町長、お願いします。

○町長（山下奉也君） 3 月の定例会で報告した以降の報告を行います。

2 月 12 日、全国離島振興協議会の関係で、正副会長会議理事会、また、離島関係予算の説明、意見交換ということで、国交省の駒田課長から説明を受けました。また、その後は、離

島振興懇談会ということで、各離島関係の国会議員の関係の皆さんと懇談会を行っております。

2月17日、土地改良事業団体連合会の理事会、これは私が会長ですので、その後、通常総会を行っております。また、その後は、林野振興対策協議会、また、東京都町村会の研修と、あと町村会の自治功労表彰式、また、町村長会議等を行っております。

2月18日ですが、この産業労働局の訪問ですけれども、これは地熱発電の関係で、期間が延びておりますので、F I Tの額が下がっております。そういう部分を東京都のほうで上乘せしていただけるということで、F I Tの関係で産業エネルギー対策部長との懇談を行っております。また、海区調整委員会。

19日ですが、島しょ振興公社の理事会、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造対策協議会、また、島じまん2025実行委員会、あとは島嶼町村会の定例会、また、議長会との合同会議等も行っております。

次に、3月5日から6日、7日とフリージアキャラバン、病院関係、また、国の出先の関係とか、あと、東京都庁の訪問等を行っております。

3月9日には、末吉郷友会の総会に出席しております。

3月10日、一部事務組合の定期監査を行いまして、その後、東京都平和の日記念式典に出席しております。

4月13日ですが、練馬の駐屯地、自衛隊の関係ですが、記念式典に出席しております。

4月17日、東京都の海区漁業調整委員会の辞令を再任ということで辞令を受けてございます。

5月7日、島嶼町村会に、臨時会に出席しております。また、東京都漁港漁場協会の理事会に出席、都町村議長会の意見交換会に出席しております。

5月11日ですが、島嶼郷友連合会、これは伊豆諸島各島の総会、郷友会ですが、60回の記念総会に出席しております。

5月14日、道路整備促進期成同盟全国協議会ですが、通常総会、また全国大会に出席しております。

5月23日、伊豆諸島地域航路流通効率化事業協議会、これは冷蔵コンテナを各島で整備している事業でして、令和7年度で各島の冷蔵コンテナを整備が終了します。また、H A Tの取締役会に出席しております。

5月24日、25日ですが、島じまん2025に出席しまして、10万ちょっとですか、10万を超え

る入場者があったということでございます。25日には、八丈の温泉大使であります原田龍二さんが各ブースでPRしていただきまして、来場者も喜んでいたという、本当に多くのファンといいますか、昔のあれですけれども、結構人気がありまして、行列ができたということがありました。

5月26日ですが、市町村長会議、また、トップセミナーに出席してございまして、国交省からは、橋とか道路、「持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて」ということの講演、また、「特別警報と気象災害への備え」、これは気象庁から、特にですけれども、最近ミサイルの話がありますが、そういう部分でも避難訓練を実施してほしいという、気象庁からのお願いがありました。これは違うな。次の消防庁のほうからの「国民保護に係る避難行動の周知促進のお願い」というのが、これがミサイルの関係で訓練をしてほしいということです。また、農業ジャーナリストの関係では、「「攻め」と「守り」の視点で考える地域農業のこれから」という講演を受けております。

5月28日、東京海区漁業調整委員会。

29日は全国治水砂防協会の通常総会。

また、5月30日は、東京都島しょ振興公社理事会。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（山本忠志君） 報告が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） まず、2月12日の全国離島振興協議会関連ですけれども、こちらの会議の中で、ホームページ等で内容が開示されていませんで、ぜひともこの協議会において取り扱われた内容、特に八丈町と関連するようなものがありましたら、ご教示いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） 島、八丈関連の事業ということでございます。

（「インバウンドでいいんですけれども、率直に八丈の島というのがあるのであれば、いかがでしょうか。ぱっとお話をいただけるものはいかがでしょうか」の声あり）

○議長（山本忠志君） いつも私がホームページで報告している内容の程度でよろしいですか。

（「それを確認した上で書いていなかったら、お伺いしたいんですけども」の声あり）

○町長（山下奉也君） はい、分かりました。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 同様に、3 ページのトップセミナー、八丈町にも関係してくる話題が 4 つほど挙がっていますけれども、こちらにつきましても、内容について特筆すべきことがあるのか。また、特に八丈町において適用可能なものがお話の中であったのかといったこともご教示いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長。

○町長（山下奉也君） その部分をホームページで、いつも報告している程度でやりたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

続いて、副町長、公営企業管理者、教育長については、配付のとおりでございますが、これについては朗読を省略して、質疑はございましたらお受けいたします。

質問ございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） すみません、企業管理者さんのところなんですけれども、順天堂大学病院とか、産婦人科の医師の派遣のことで、ちょっとお尋ねいたします。

6 月 2 日のホームページに、突然、八丈で産めなくなったということが、さらっとというか、簡潔な文章で出ていました。あまりに簡潔過ぎて、唐突だというご意見があったんですけども、その後、5 日の日にまたホームページで、内容等こういうわけということを出ておりました。

出ていたんですけども、やはりまだまだ疑問点が皆さんありまして、その 1 点目は、八丈で本当に産めなくなってしまうのか、これから先どうなのという。例えば、来年度は無理、今の現段階では無理だけれども、これからの先、必ずというか、産婦人科の医師をどうにかこうにか確保して、再来年度、その次ぐらいまでには何とか八丈でまた産めるような体制をつくりたいとか、何か希望を持って町民がこの先いけるような文章をできればいただきたい

なと思うんですね。

まず、もうここで産めなくなったと決まったわけじゃないんですよね。その辺もちょっと詳しく教えていただきたいです。

○議長（山本忠志君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） 皆さん、おはようございます。

まず初めに、今、則子議員がおっしゃったように、その1ということでのお知らせが、私のほうでちょっとやっぱり早く住民の方にお知らせしなければいけないと思って、ちょっとあまりにも簡単な文書で載せてしまったので、5日の日に今までの経緯ということで、またホームページのほうに載せさせていただきました。ご迷惑をおかけしました。すみませんでした。

それで、今のご質問の中で、今後のことについてなんですが、5月の全協の中でも一応お話ししたつもりでいたんですが、周産期、分娩といいますが、周産期医療の提供、この体制というところでいきますと、まず、産婦人科の先生、あと助産師さん、それと、新生児で小児科の先生といったところが、体制的には必要になってきます。

ですので、分娩ができるというのが、例えば産婦人科のドクター、先生がいらっしゃれば、出産の行為はできると思うんですが、その後24時間体制で新生児を、妊婦さんと新生児、お子さんを安全に見守るというか、そういった体制がなかなか厳しいというところでございまして、これが現在、町立八丈病院のほうは少人数でやっております。

ただ、都内の大学病院と大きな病院とか、いろいろお伺いしたんですが、その中でも、やはりチーム的に、1人1人の負担が大きいということもありまして、大体4名から7名で編成をして24時間で見えていく、できるだけリスクを減らすということでやっていらっしゃいます。

そうした中で、各先生、教授の方からもお話しいただいたのが、そういった現状でやっているところで、1人の先生を派遣というのは、大変厳しいというお話もいただいているということもあって、病院としては、今、5番議員がおっしゃったように、来年はできなくても、もし再来年とかという話でも、ここは逆に私は妊婦さんとか、お子さんの安全性を考えたら、もう分娩は島外の医療機関でやっていただいて、あちらで約1か月といいますが、産後ですね。安定してから、また八丈に帰ってきていただきたいと。安全・安心な分娩をしていただきたい。

ただ、そこに病院が、スタッフがいないから、もう病院ではできません、島外で分娩を行

ってくださいというだけではなく、そこにはやはりそれなりのご負担が皆さんに出てくるんで、そういったところも含めて、今私、企業課のほうと、病院のほうと、あと一般会計でも福祉健康課とか、あと企財のほうも、そこも含めて、どれだけの、ただ、できないからもうあちらでやってくださいではなく、そのできなかったことに対して、住民の方にご負担がかかるので、そのご負担をどれだけ減らせるか。また、安全性を確保できるか。また、これからそのほかにも多分例えば2番目、お二人目とか三人目とか、そういった例もあると思うんです。

そういったところも含めて、いろいろ検討して、まずは今週の金曜日に打合せ会を、この中で、内部でやって、23日の午前中には、ちょっとあちらのほうの、東京のほうの医療機関の先生方ともいろいろ、保健師も含めて、打合せをしていきたい。

この間、ご意見いただいたように、その23日のときには、宿舎の問題もございますので、そういったところも、出産のご経験のある保健師長さんにも一緒に行っていただいて、現場を直接見ていただく。そういったところもやっていきたいと思っておりますので、一応町の方方向性としては、そのほうが住民の方、妊婦さんにとっては、来年は産めない、再来年は産めるかどうか分からないという、そういった部分が逆に負担になるんじゃないかなというふうに私は考えております。

ですので、分娩自体は島外でやっていただいて、ただ、それ以外、妊婦さんは八丈にもいらっしゃると思うので、産婦人科の先生の確保については、この間3番議員からもおっしゃったように、常設で外来診療等できるような体制は取っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） じゃ、結局町としては、もう産むのは東京で産めということなんですね。そうじゃなくて、妊婦さんの不安とか、そういうのは、やはり医師がいるならば、普通に考えて、今まで私も八丈病院で産みました。だけれども、医師1人いれば、ちゃんと産めるというのは変ですけれども、みんな安心して産めているわけですよ。

それで、何か例えば問題ありだという場合は、ちょっと向こうで産んでくださいねという場合はあったと思うんですけれども、だから、やはり町民としては、産むのも例えば自分の娘が帰ってきて産んでもらいたい、例えば向こうに行っているけれども、もう今度八丈に帰ってくるから、こっちで家族で安心して過ごせるように、八丈で産み育てなさいみたいな、ご家族というのは多いと思うんですね。

なので、今まで1名の医師がいて、産めないことはなかったのに、産めなくなるというところのほうが不安なんです。向こうでとなると、やはり先ほど企業管理者おっしゃったように、何人もお子さんがいて、次産みましょうという気持ちになるかどうかというところも問題だと思うんですね。

島で産めば、子供たちもお母さん、赤ちゃん生まれたのって、八丈病院に来て、赤ちゃんの顔も保育園児が見ることができるし、お母さんも安心して、保育園に行っているから今日何があったのと安心することもできる。

なので、向こうで産むことありきじゃなくて、こっちで産むためにはどうしたらいいかということを考えていただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（山本忠志君） 管理者。

○公営企業管理者（奥山 勉君） 5番議員の今おっしゃるような、例えば本当に私も一番気になっているのは、里帰り出産をお考えになられている方もいらっしゃるだろう。そういった方々には、本当に大変申し訳ないと思うんですが、やはり今まで1人の先生、産婦人科の先生がいたから産まれた。ですが、そこには、産婦人科の先生とか、助産師さんとか、今いらっしゃる方々が大変ご苦労されているんです。

やはり現在、医師の働き方改革とか、そういったものも国のほうも推し進めている状況で、今後来ていただく先生、来ていただく先生というか、そういった条件で来ていただけるか。また、大学病院や都内の大きな病院等、先生方が、そういったところ、先生も助産師さんも含めてですね。この離島のほうに来ていただけるか。そこでまた非常に過酷な労働となると思うんですね。

初産の方でも大体分娩で12時間から15時間で、お二人目の出産の場合とかでも、大体6時間とか、分娩だけでもそれだけかかる。その前後も全部時間があるので、そうしたところを含めてお一人の先生がいるから、そこに頼るというのは、正直難しいというふうに考えております。

こればかりは、私ども、いろいろ今までもずっと町のホームページでも産婦人科の先生とか、助産師さん、募集はずっとかけております。嫌らしい話、年収のほうも乗付けたりもしております。それでもやはり来ていただけない、応募がないというのは、やはり先生方が、皆さんが、ちょっと1人では負担というご判断なのかなというところもあります。

ただ、私はそれだからすぐに探すのをやめるとか、そういうことではないんですが、ただやはり早め早めに結果的なものは住民の方にはお知らせしたほうがいい。これからは医療の

ほうも、この間ちょっとお話もしましたが、オンラインとか、そういったことで、人手不足の部分が、もう全国的に広がっているのです、いろんな職種ですね。そうした中で、医療のほうも、やはりそういったことを考えていかなければならない。であれば、オンラインでもできる。

ただ、最終的にはドクター、医療の場合は対面というのが一番重要視はされますが、そうした中でも、やはり住民の方に安心・安全というところを言えば、私は今回のを考えていきたいなというふうに考えております。ご理解をよろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 5番議員、ちょっとお待ちください。今この段階では、これは行政報告ということで、そこの病院へ行って何をしたのかというふうなことに話でとどめたいと思うんですね。ですので、今のこの議論は、ほかのまた別の機会に深めていただければと。よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようでしたら、以上で行政報告を終了いたします。

◎常任委員会所管事務調査報告

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務文教委員会で所管事務調査が終了し、委員長から報告書が提出されました。

総務文教委員会委員長の報告を求めます。

総務文教委員会委員長、2番、浅沼隆章君、ご登壇の上、報告をお願いいたします。

（総務文教委員会委員長 浅沼隆章君 登壇）

○総務文教委員会委員長（浅沼隆章君） おはようございます。

八丈町議会総務文教委員会所管事務調査報告が終わりましたので、調査報告をしたいと思っています。

調査事項について、介護保険制度の八丈町介護現場への影響についてということで調査させていただきました。

調査目的ですが、令和6年度に改定された介護保険制度の影響が、八丈町の介護施設事業者に与える影響を調査いたしました。

調査方法。

八丈町内の介護施設事業者への聞き取りと、介護保険制度、介護保険施設の基礎データの

収集、上記の2つを踏まえての委員会での情報共有と意見交換をさせていただきました。

調査内容報告について。

事前に質問事項を伝えた上で、4事業者からは直接話を伺い、1事業者からメールでの回答をいただきました。事業者との意見交換の内容については、報告書に記載しておりますが、その中から、介護保険制度の懸念事項について、抜粋してお話しさせていただきます。

6項目になります。1、財政の持続可能性。高齢化の進行により、介護サービスの需要は増え続けており、制度を維持するための財源が厳しくなっている。特に、75歳以上の後期高齢者の急増が見込まれており、保険料や公費の負担が増大。人口減少は加速的に進んでいる。2、人材不足。介護職の労働条件が厳しく、給与水準も他産業と比べて低いため、人手不足が深刻であり、若年層の介護職離れが進んでおり、今後サービスの質や供給が維持できるか不安視されている。3、地域間の格差。地域によって介護サービスの提供体制が、施設の数、質に差が出ている。特に、地方や過疎地域ではサービスを受けにくい状況がある。4、サービスの質の確保。利用者の増加により、サービスの質を保つことが難しくなっている。5、家族への負担の継続。制度が整備されても、家族にかかる介護負担が依然として大きい。在宅介護の推進により、介護に過度な責任が戻る懸念もある。6、制度の複雑さと使いにくさ。申請手続や利用条件が複雑で、高齢者やその家族がうまく利用できないケースも多い。情報提供の不十分さも指摘されている。以上の6項目が懸念事項として挙げられております。

また、参照として、2025年4月16日時点で東京都介護サービス情報公表システム運営状況等の資料も提出しております。

今回の調査を行ったことにより、八丈町における介護保険制度改正が与える影響を確認することができました。今後、総務文教委員会は、介護事業者が持続的に事業を継続できるように、必要な事案に関しては、各議員または委員会として意見書を提出する方向で検討していきます。

以上となります。

○議長（山本忠志君） ちょっとそこで、横で待っていてください。

委員長報告が終了いたしました。ただいまの報告に対する質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 事業所の名前が出ていないんですけれども、委員長に聞けば教えていただけるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 委員長。

○総務文教委員会委員長（浅沼隆章君） ご回答します。事業者名については、事業報告書には記載があります。明記をしなかったのは、特定の事業者さんの内容ということが分からないようにというのも変ですけども、その情報を守るために、公表を差し控えさせていただいております。

以上であります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上をもちまして、常任委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（山本忠志君） これより日程第6、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により、質問を3回までとしておりますが、一問一答方式の場合はこの限りではありません。質問方式に限らず、議員、執行部ともに自席での発言をお願いします。質問時間は答弁を含め、1時間以内で行うことといたします。

◇ 金 川 孝 幸 君

○議長（山本忠志君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

6番、金川孝幸君。

○6番（金川孝幸君） おはようございます。

いきなり新任の課長への質問になりますが、よろしくお願いいたします。

町道の管理は、年数回の草刈りに加え、定期的な点検と大雨などの異常気象時に行っていることは承知しております。予算の都合もあり、都道に比べると明らかに町道の管理は行き届いていません。

道路は造るだけではなく、維持することによって、道路としての役割を果たします。白線を引いて歩道を設置していますが、多くの町道は草木で歩けないなど、町民から改善の声を望む声も届いております。

特に、学校の周辺では、子供たちに右側を歩くように交通指導を行っても、右側は草木で

歩けないので、左側を歩いているという話も聞きます。この件は、以前にも質問をしていますが、改めて質問します。

1点目は、都道から移管された町道は、以前の都道のとときと比べると手入れが行き届いていなく、交通安全面と町民や観光のお客さんの目にも悪い印象を与えますが、ほかの町道と分けた管理を行いませんでしょうか。

2点目は、U字溝のない町道は、道路側溝の代わりに利用していますが、ここ数年は異常気象により、大雨のときには歩くにも危険な状況になることがあります。今後の道路新設や改修時には改善を検討しませんでしょうか。

3点目は、視覚障害者用の点字ブロックは数か所設置されていますが、島内の道路を白杖を頼りに歩くことは不可能に近いと思います。現状では中途半端なので、都と連携した整備方針を検討しませんでしょうか。

4点目は、町道の草木の伐採は、シルバー人材センターや業者に委託していると思いますが、人手不足で手が回らないと聞いております。希望すれば、地区に伐採を依頼することを検討するとの回答を事前に得ていますが、実施した事例はあるのでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） それでは、6番、金川孝幸議員からの1つ目のご質問、都道から移管された町道の管理状況についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、東京都から移管されました町道につきましては、以前の都道と比較して、維持管理の面でご懸念を抱かせてしまっていること、深くおわび申し上げます。

現状といたしましては、歩道のある道路につきましては、植栽部の草刈りを年1回実施しております。また、移管された町道に限らず、町が管理する全ての道路において、除草、側溝やガードレールの修繕、浸透柵内の清掃、アスファルト舗装の補修、道路白線の引き直しなどの維持作業を、定期的なパトロールを行いながら、計画的に行っております。

議員ご指摘の、多くの方々が通行される道路の除草につきましては、現状、年1回の委託に加え、特に交通量や歩行者の多い区間を重点的に、作業回数を積極的に増やしてまいります。町民の皆様におかれましても、道路の異常を発見された際には、建設課までご連絡をいただければようお願い申し上げます。

今後も、道路の安全確保と良好な景観維持のため、効率的かつ効果的な維持管理に努めてまいります。

次に、2つ目のご質問、U字溝のない町道の雨水対策についてお答えいたします。

建設課が管理する町道の一部には、農道のように、水路兼用の構造とし、車道両側にコンクリートの壁を設け、雨水を流末の浸透枡へ排水する構造の道路が存在いたします。これは町の単独予算で道路整備を行う際、限られた財源の中で効率的な整備を行うための苦肉の策として採用してきたものであります。

現在進めております道路改良事業につきましては、東京都または国の補助金を活用しており、これらの補助要件を満たす必要がございます。補助対象事業においては、雨水排水対策として、原則として側溝を設ける計画としております。道路における雨水排水処理は、道路の安全性と耐久性を確保する上で、極めて重要な要素であると認識しており、今後の道路新設や改修事業においても、事業特性や経済性を比較検討しつつ、可能な限り側溝を整備する方向で検討を進めてまいります。

次に、3つ目のご質問、点字ブロック、正式名称、視覚障害者誘導用ブロックの整備方針についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、町内には視覚障害者誘導用ブロックが数か所に設置されております。議員におかれましては、島内にて視覚障害者の方々が白杖を頼りに安全に移動することが困難な現状を深く憂慮され、都と連携した整備方針のご検討をご提案いただいたものと推察いたします。

しかしながら、八丈町の道路の現状を踏まえますと、ご提案をいただいた整備方針について、現時点では慎重な検討が必要であると考えております。もちろん、視覚障害者の方々をはじめ、町民の皆様、そして観光客の皆様が、安全かつ快適に移動できる環境整備は、町として重要な責務であると認識しております。

今後、都との連携につきましては、現時点での町道の利用状況や財政状況などを総合的に勘案し、より効率的かつ効果的な移動支援策について、幅広く検討してまいりたいと考えております。

今回の議員からのご提案は、視覚障害者の方々の移動における困難さを真摯に受け止め、その改善を願う熱意の表れであると深く受け止めております。いただきましたご意見は、今後のバリアフリー化に向けた重要な検討課題の一つとして、しっかりと承らせていただきます。

最後の4つ目のご質問、町道の草木伐採における地区への依頼の実施事例についてお答えいたします。

現在、坂下地域については、町道伐採に関する委託契約の実績はございません。一方、坂上3地区、檜立、中之郷、末吉につきましては、各自治会との間で町道伐採、清掃等の委託契約に向けた手続を進めております。

この委託は毎年度行っておりますが、先日、坂上3地区の自治会の方々と協議した際、作業を行う担い手の高齢化や人手不足により、今後、自治会として委託契約の継続が困難になる可能性も示唆されております。また、町道の草木伐採につきましては、町のホームページ上にて土地を越境した木、枝の切取りルール及び道路に隣接する土地を所有または管理されている方へのお願いとして、樹木の取扱いについてご案内しておりますので、ご確認をお願いいたします。

ご案内のとおり、民法に基づき、次の3点いずれかの条件を満たす場合、ご自身で支障となる枝等を伐採することができます。1、土地から道路へ越境した木の枝等を竹木の所有者に伐採するよう催促したが、所有者が相当の期間内に切除しないとき。2、竹木の所有者を知ることができない、またはその所在を知ることができない。3、緊急で差し迫った事情があるとき。

町としましては、道路に越境し、通行に支障となる箇所につきましては、定期的な道路パトロールや住民の皆様からのご連絡に基づき、現場状況を確認し、該当する土地の所有者に対し、通行に支障となる伐採のご協力をお願いする通知を行っております。

今後も、町民の皆様が安全で快適に道路をご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

回答は以上になります。

○議長（山本忠志君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 答弁ありがとうございます。

都道から移管された町道、特に旧役場から大賀郷小学校にかけて、昨年の末、相当ひどい状態にありました。今もちょっと見た目、悪いですね。あと、交通安全面からも、あと学校の通学路ということもあって、ヤシの枝が落下しそうな危険な状況になっている光景を見ます。事故があってからでは遅いので、早めの手当てをお願いしたいと思います。

あと、重点地区というよりも、年1回の除草では足りないと思うんで、特に移管された道路については、もっと回数を増やしていただければと思います。この件については、町民から、要望とか、苦情を寄せられていると思いますが、やってくれないので個人でやったと

いう話も聞きますんでね、そういう要望等あったら極力応えていただきたいと思います。

さらに、枯れたヤシの木が数本あります。このヤシの木について、植え変えるのか、撤去するのか、町の方針を聞かせてください。

あと、U字溝のない町道について、すぐはできないと思うんですが、この浸透枳が泥で詰まっていてあふれているようなところもありますんで、こちらのほうも点検して、掘削など、応急な手当てをお願いしたいと思います。

あと、障害者用の点字ブロックを三根公民館の横の小学校へ通じる坂道に設置されていますが、一部は壊れていて使えないと思います。あと、点字ブロックの脇は崖で、転落防止の策はなく、危険な状態です。早急にブロックの撤去か転落防止柵の設置が必要と思われますが、対応していただけますでしょうか。

あと、地区からの草刈りの申出事例はないようですが、受け身ではなく、町からも積極的に、高齢化して担い手が少ないというお話ありましたが、できる地区にはお願いしたほうが良いと思います。委託する条件として、事故対応時の保険対応、あとヘルメットとか、ゴーグルの着用など、安全面に加えて、草木の処分場所を提供していただきたいと思います。ご検討いただけますでしょうか。お願いします。

○議長（山本忠志君） 何点かありましたけれども、ちょっと確認しますけれども、今再質問のあった事項、まず1点、草木の除去のお願いということが1点最初にございました。それから、枯れたヤシの木の撤去ということがありました。それから、U字溝があふれているところへの対応がありました。それから、点字ブロックの脇の手すりの設置をという提案がございました。ちょっと全部じゃないかもしれないんですけども、このあたりの質問の回答でよろしいですか。

課長、いかがですか。

○建設課長（櫻庭郁也君） まず、通学路において、植栽されたヤシの木の枯れた葉が危険な状態にあるとのご指摘、ありがとうございます。直ちに現地を確認し、安全確保を最優先に対応させていただきます。まず、指摘された場所を後ほど建設課のほうに教えていただきたいと思います。また、枯れたヤシの木の今後につきましては、町の方針としては、一旦撤去し、撤去した状態で新たな植え替えということを行わないことで対応させていただきます。

続いて、U字溝がつまる、浸透枳が冠水するというような状態ですけれども、ご指摘のとおり、土砂などで詰まっている浸透枳の機能低下は、排水不良の大きな原因となっているところでございます。つきましては、現在行っている定期的な町道パトロールに加え、

住民の皆様からの情報提供をより積極的に活用し、土砂などで詰まっている浸透枳については、優先順位をつけながら、可能な範囲で清掃等のメンテナンスを実施してまいります。町民の皆様におかれましても、道路の異常を発見された際には、建設課までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、点字ブロック、三根小学校の入り口にある点字ブロックの一部破損につきまして、ご指摘ありがとうございます。こちらは現地を確認して、修繕のほうで対応をさせていただきます。

また、同様に転落の危険性があるという崖に関しては、現地状況を確認し、安全対策について検討を進めてまいります。

それから、地区への伐採の依頼という観点なんですけれども、基本的に伐採というのは、何でもかんでも切っていいというものではないと。あくまで土地から出ているから切るというのが許される行為ではないので、土地の所有者に必ず承諾を得てという、この段取りが踏まれないとなかなかできないと。それらを慥立、中之郷、末吉の自治会の方たちは、個別にやっていたいっているので、問題なく進んでいるのかなと考えております。

町として委託するのであれば、ルールをとということなんですけれども、基本的に委託を行う場合は、その業務は業務としてということなので、町として安全にやっていただくのはもちろんなんですけれども、個別のルールというか、保険の加入ですとか、ゴーグルをつけるだとか、そういう必要最低限のことは、刈払機取扱作業者安全教育というのがあります。最低限これを受けることが大前提なので、安全に作業を行うには、保護具の着用や作業前の準備、安全な作業距離の確保ですとか、刈払機に関する知識や安全な作業方法を理解することが不可欠になると考えておりますので、町としてどうこうというよりも、刈払機を扱う者として、こういった受講を強く推奨させていただきたいというところでございます。

回答はこのようなところです。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 分かりやすい回答、ありがとうございます。

町道の管理以外にも影響する部分があるので、最後に、総務課長にお尋ねします。

私の矢崎地区では、地区内の町道の美化と地区住民のコミュニティを図ることを目的に、自主的にクリーンデーの後に道路の草刈り、街灯やカーブミラー周りの木の伐採を行い、その後に懇親会を行いました。

課長指摘のとおり、伐採については、参加者の土地に入っている木だったんで、特に問題ないと思います。あと、道路の除草については、町道なんで、町の許可は得てはいないんですけれども、この辺に問題があるのであれば、教えていただきたいと思います。

あと、地区の住民が共同で作業を行うことは、コミュニティ増進にもつながり、災害時の共助にも役立つと思います。近隣の地区の方からは、まとまりがあって羨ましいとか、この地区に引っ越したいなどの声もあり、参加者や住民からは好評だったので、今後も定期的に活動が行えればいいなと思っております。草刈り機の燃料代とか、個人負担もあるので、町からの何らかの支援等を考えていただけないか、回答をお願いします。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 防災面でということで、ご質問として承って、回答したいと思います。

今年も、自治振興委員の方が集まる会議の場で、防災のことについて、もし意見があれば町のほうにというふうなお話もさせていただきました。いろいろと防災面の部分に関しましては、地区単位でいろいろと活動するに当たっては、東京都の補助もございます。今おっしゃられたような、例えば地区の防災上必要な経費として認められるようなものに関しましては、いろいろと今こういったものを補助しようとか、そういったことを具体的に考えているわけではありませんけれども、東京都のメニューもありますので、いま一度そういったご意見があれば、集約して考えていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） それでは、6番議員、終了ということでお願いします。

ここで休憩を取りたいと思います。

再開は10時15分といたしますので、それまでにお集まりください。

（午前10時02分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時15分）

◇ 真 田 幸 久 君

○議長（山本忠志君） 一般質問、1番、真田幸久君。

足の都合があるでしょうから、着座のままでの発言を許可いたします。

○1番（真田幸久君） 申し訳ありません。今回は2つほど大きく質問をさせていただきます。

1 番目の質問といたしましては、福祉関連職種の方の処遇改善対策についてということでございます。その中の 1 番目といたしまして、昨年12月の議会におきまして、保育士の処遇改善を求め、検討する旨の回答がありましたけれども、その進捗状況と具体的内容についてご説明をいただければと思います。その際に、新たな手当の制度化などを提案させていただきましたけれども、そういったことも含めて、まずはご説明をいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 皆様、おはようございます。

それでは、1 番、真田幸久議員の 1 の（1）保育士の処遇改善を求め、その進捗状況と具体的内容はということで回答させていただきます。

処遇改善につきましては、令和 7 年 4 月11日に、施設型給付費等に係る処遇改善等加算についてという公表がされ、処遇改善加算の一本化が示されました。説明に関しては、要点のみ説明させていただきます。以前は処遇改善加算 1 から 3 というものを、区分 1 から 3 に改め、各区分により補助金が交付されます。ただし、様々な要件と研修を受ける必要があります。各区分も副主任保育士では、専門分野研修のうち 3 つ以上の研修終了、専門的リーダーでは 4 つ以上の研修修了とあり、離島では厳しい条件となっております。

また、内容を確認しましたが、民間企業を応援する事業だと思われます。八丈町では公務員保育士給与は極端に低い給与状況ではありません。今年度も各職員も昇給し、さらに地域手当が支給されている状況であります。また、他の島嶼部にも確認しましたが、実施していない状況を確認しております。

ただ、こども家庭庁成育局保育政策課で示している、長く働くことができる職場環境を構築し、質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとあります。本年度から島外研修については各園 1 名を実施していき、来年度から各園 2 名島外研修を実施してと考えております。補正対応及び新年度予算では、よろしくお願いいたします。

また、人手不足対策としましては、先月の島じまんにて職員が出向き、保育所の募集チラシを配布しながら、対面で島の状況等を説明し、数名の方が町保育士試験を受けていただける状況の実績がありますので、今後とも島外での保育士及び保健師等の募集を引き続き実施してまいります。

以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 1 番、よろしいですか。

どうぞ。

○1 番（真田幸久君） 今のご説明の中で処遇、いわゆる経済的処遇に関しては、あまり遜色ないというお話でしたけれども、たしか12月の議会においては、その部分が採用に当たって課題となっているというご回答をいただいた記憶がございますけれども、その認識が変わったのでしょうか。恐らくそれは都内の民間を含めた保育士と比べると、相変わらず処遇面では不利なはずだと思うんですけれども、それさえも超えるほど今回の加算等云々で対応できているということなののでしょうか。とてもそうは思えないので、再度確認をさせてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 私も調べまして、今、全国的な平均、保育士の給与体系ですが、平均給与ですが、今公表されている面は396万9,000円、月額で月給ですと27万1,400円、年間賞与で71万2,000円で、換算すると396万9,000円と公表されております。

うちの職員、公務員の職員の給与を計算しましたが、金額はちょっとあれなんですけど、結構な金額で、町の保育士は頂いております。

ちょっと処遇改善がやはり民間といいましたけれども、以前は4万円を園長、副園長以外の方のリーダー的な方に4万円を与えるということだったんですけれども、それぞれ均衡の原則じゃないんですけれども、公務員には当てはまらないような状況でありましたんで、今回確認したところ、公務員保育士ではそういう処遇改善を実施していないということが分かって、ただ、大島の民間、私立の保育園では実施している旨を聞いております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 公務員はしていないということなんですけれども、してはいけないということではないと思いますので、それは理由にはならないと思いますので、それを理由にした形でやらないというのは、ちょっと違うかなと思いますのと、あとは、では、経済的処遇が戻っていないというのであれば、なぜ八丈町での保育士採用はなかなか進まないんでしょうかということに、また戻って来てしまうと思います。

もともと保育士さん自体が足りていないという問題はあるにしても、いろいろと宣伝等も含めてやられている中で、なぜ来ていただけないのかというところになりまして、これは次の質問にも関わってきますけれども、経済的処遇というときに、いわゆる給料だけの問題なのか、住宅の手当も含めて、そういったものも含めて全体としての処遇の問題なのかといった点に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 議員おっしゃるとおり、ほかの都内のほうでは住宅を処遇として見ている区はございます。やはり住むところの家賃が高いというところで、そういうところで処遇の改善をしている区もありますしというところは確認してございます。

ただ、いろいろこの検討、私のほうで検討した件で、やはりそこまでというところはあったので、今回このような回答にさせていただきましたが、あえて言うなら、処遇改善3の月5,000円、全職員、会計年度を含めというところありますんで、そこがどうなのかということとはちょっと総務とも検討させていただきたいと思っておりますけれども、なかなか区分1、2としまして、やっぱりその研修が修了していないことという条件がありますので、3に関しては、専門1つだけでいいというところもありますので、そこはちょっとまた総務とも相談させていただくという形でお願いいたします。

○議長（山本忠志君） では、1番、続いてどうぞ。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

制度変更に関してはいかがですか。当然、これ各自治体でチャレンジして駄目だったことは承知していますけれども、別テーブルにしていくとか、保育士さんの。そういったものをチャレンジする気はないのかということと、特殊勤務手当の定義を変えていって、特殊勤務手当として、当然保育士さんというのは特殊な勤務だと私は思っていますけれども、それに対して一般事務職と同じテーブルというのはやはり納得がいかないといえますか、それはおかしいのではないかと思いますけれども、そういったことに関する認識はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 議員おっしゃるとおり、給与表は行政職と保育士なっておりますので、そこらあたり、あと特殊勤務手当も規約等で決まっていますので、そこはちょっと総務とも相談という形になると思いますんで、今後、どういうことができるかということについては検討はしていきたいんですが、なかなか厳しいかなという、私のほうでは考えております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

厳しいということでしたら、なぜ厳しいのかだけは、ぜひきちんとご報告をいただきたいです。その厳しいという内容が納得できるのであれば、それ以上言うこともないんですけれども、ただ厳しいとだけ言われてしまうと、それで終わらせるわけにはいきませんので、そのあたりをきちんと調べた上で、今後、ご回答をいただけたらと思います。

続いて、2番目ですけれども、これは保育士さんに限らず、先ほど総務文教委員会からお

話のあった、介護関係の仕事に従事している方も含めての話になります。

国土交通省が公営住宅の目的外使用について弾力的な対応を行っており、今年3月には国土交通省関東地方整備局より、公営住宅等の弾力的な活用に関する事例集も発表されております。また、介護関連施設の方々からは、島外からの採用に関し、住宅に関して事前に手当てできることを示すことが望ましいといった声も聞いております。

公営住宅の空き家、空き室有効利用と福祉関連職種の方々の人手不足対応のために、八丈町でも積極的に公営住宅の目的外使用を推進することを提案したいと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

この件に関しましては、事例の中で大きく3つ示されております。1つは今申し上げた目的外使用、これは法律としては補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づくということで、国土交通大臣の承認を得て、一時的に補助金等の交付の目的外の用途に使用することに該当します。2つ目は用途廃止、これも12月の一般質問の中で指摘した案件になりまして、用途廃止に関しては、補助金の期間等を超えていればできますので、そういったことも考えていただきたいということで、12月に示させていただきました。大きくその他として、またその中が3つに分かれておりまして、特定目的公営住宅法に基づく福祉事業への活用、地方自治法に基づく行政財産の目的外使用といった形で、かなりできることは多く含まれます。

今、主に申し上げている福祉関連職の方の住宅というだけではなくて、福祉関連施設そのものにも、公営住宅の空き室等を使って対応することも法的には可能となっておりますので、そういった点も含めて、町としての考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、1番、真田幸久議員の公営住宅の目的外使用についての質問にお答えいたします。

まず最初に、八丈町公共施設等総合管理計画の進捗となりますが、こちら令和7年2月27日開催の八丈町総合開発審議会にて、計画の実行に向けた方針について諮問を行っております。

具体的な内容につきましては、全公共施設の個別アクションプランに向けて、既存施設の継続による長寿命化のA、機能縮減、複合化、統廃合、民間への移管等、何らかの検討が必要なB、施設廃止のCと、3つの方向性に分類した公共施設再配置計画になります。

ここで、この再配置計画が認められましたので、次のステップとして、この再配置計画に沿って、施設における長寿命化計画の作成、管理、運営方法の検討、解体などを事業計画へと落とし込んでいきます。現在、ちょうどこの段階にいる状況となります。

質問にあります公営住宅となりますが、公営住宅は、町が持つ建築物保有割合最大の27.9%を占めております。また、こちら、入居率も低下を続けている状況から見て、公共施設の最適配置に向けて、大きな課題として認識しております。

このことから、まずは適正戸数を設定し、必要数を確保した上で、移住者用住宅等の町事業を推進する上で必要な施設への活用を、その他施設とのバランスを図りながら進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。

はい、どうぞ。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。大枠の話は分かりました。

そこで、一番大事なのは、いろんな側面から住宅に関して考えていかなければいけないということだと思います。今申し上げましたように、八丈町の高齢化がさらに進んでいまして、住むところが非常に難しくなっています。

特に、古くからあるうちですと、バリアフリーも進んでいませんし、そういった面も含めて、これは意見が異なる方も多いかと思いますが、私的な住宅ではなくて、公的な住宅を提供することによって、ライフサイクルのそれぞれの位置に従って暮らしやすい住宅を提供するというような考え方も必要かと思えますし、また、コレクティブハウスですかね、そういう形で共同で使う部分と住居部分がある1か所に集めてやっていくような仕組みですとか、そういったことも今後の八丈町の先行きを考えていく上では必要かと思えますので、この件に関しては、企画財政課長というよりも、町長なり副町長なりのほうから、今後の八丈町における住宅の在り方、住宅に関しては私的財産なんで、それに関しては何もしないという考え方もあるかもしれませんが、今後の八丈町での暮らしやすさ等を含めて考えた場合には、ある程度のそういった枠組みというのも今後考えていかなければいけないと思えますけれども、そのあたりについてのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長または副町長への発言の要求ですがけれども、その前に企画財政課長、ただいまの質問についての回答ございますか。

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。じゃ、自分が回答したいと思います。

こちら、公営住宅は、公営住宅法というものから、社会福祉における観点が強いです。憲法からいいますと、生存権のところ、衣食住の住を担保するといったものの具体的な法律が公営住宅となっております。

このことから、先ほど私回答しましたが、やはりその社会福祉というところをしっかりと担保した上で、その余剰部分、具体的に言いますと現在全95棟公営住宅ありまして、政策空き家が8棟、補助改修しているものが11棟ございます。地方債とか、この間、同じく真田議員から質問があった未償還部分のが36棟。これ以外が、対象が48棟、221戸あるんですけれども、こちらがちょっとそういったいろんな活用になることが考えられるかなという棟数でございます。

でも、先に、社会福祉というところをしっかりと町としても担保した上で、その活用を検討していくという方向性がいいのかなと。もちろん、もともと基本構想、基本計画上に、そういった多目的に公営住宅を活用していくという、そもそも政策になっていますので、こちらはしっかり、議員がおっしゃるように活用、幅広く活用というところをしっかりと町としても考えていきたいといったところで、今現在進めているところです。

以上となります。

○議長（山本忠志君） それでは町長、お願いできますか。

○町長（山下奉也君） 公営住宅の空き家が今、政策空き家を含めて約186戸あるということ伺っておりますけれども、そういうことで、特に坂上が空き家が多い現状がございます。

高齢者の単身世帯、先ほど真田さんが言ったように、高齢者の単身世帯が非常に申込みが最近多くなっている。そういう、いろんな社会情勢を踏まえた上での判断していかないかなと思っておりますけれども、坂上の一戸住宅も若い人を入れてという、道徳町長時代にはほとんど建てたわけですが、道徳町長は坂上に人口減少を防ぐためにという目的で、一戸建て住宅を建てて、私はその当時町長に言ったんですけれども、将来はそこを購入してもらいたいということで、長く住んで、坂上にずっと居住してほしいという思いで、一戸建て住宅を整備した経過がありますけれども、入っているうちに高くなって、結局、自分でうちを建てたほうが良いということで、入居者が出ていって、今ほとんど坂上、特に末吉なんか、一戸建て住宅はほとんど空いているという状況でして、そういう部分も含めて、私は企画のほうに移住者用住宅を整備してほしいということを言っているんですけれども、中道にも空き、空いていると。政策空き家の住宅もありますから、そこを移住者用住宅として整備してはどうかという話をしましたら、やはりそこを整備して改修するよりも、町長、建てたほう

が早いですよという。

国の補助制度もありますから、そういう部分も含めて、今、総合開発審議会等に諮問している部分もありますので、本当にそういう部分も含めて、やっぱりこの前、職員から意見等を取った中でも、住宅費の負担が重いという意見が相当ありましたんで、そこは本当に移住者用住宅等、福祉関係、介護関係、またH A T関係も、町長どうにかしてほしいと。住むところがあれば来る人もいるという話もありますので、先ほどの目的外使用も含めて、総合的に早く対応していかなければならないかなと思っております。

坂上の空き家に、それじゃ、そういうことでどうぞと言っても、なかなか交通の不便で、最初がいいと言っても、長く住んでもらえないという現状がありますんで、そういう部分も含めて、また、移住者用住宅を整備するのであれば、どこに整備するかとか、そういうものも含めて、総合的に考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

すみません、私自身が問題の幅を広げてしまったんですけれども、まず、今回の2番目の質問に関しての一番の趣旨というのは、福祉案件の方々の入り口のところの住居という意味では、特定目的外使用は原則1年間に関して使える制度で、首長が認めればさらに延長できるというような形ですので、いわゆる移住者の方には、まず1年間は提供して、取りあえず住む場所はきちんとありますよと。その1年間の間に、うちを探していただくというところで、民間のほうの住宅開発との絡みをどうやっていくのかというのも、町としても民間の方と協力してやっていただきたいという部分で申し上げたことが一つと、もう一つは、どちらかということ、私はその他として説明した特定目的公営住宅ですとか、公営住宅法に基づく福祉事業への活用ですとか、そういった形で、今ある公営住宅だけではなくて、今後の八丈町のいろんな意味での在り方を検討した上で、公営住宅をつくと公有財産が増えるというから駄目、だから駄目だという発想ではなくて、何が必要なのかということが大事かと思えますんで、そここのところは各制度をきちんと確認していただいて、今後のいわゆる社会福祉政策、これもいわゆる生活保護関係とか、低所得者関係だけが社会福祉ではないので、高齢化に対応することも社会福祉ですし、障害者等への対応も社会福祉ですので、社会福祉というものをもっと広く捉えた上で、この制度を使って何ができるかということを考えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 町長、いいですか。

○町長（山下奉也君） 真田さんのおっしゃるとおりで、幅広くすると、なかなか先へ進まないという部分がありますので、さっき言った目的外使用も1年、移住者用住宅も3年、なかなか移住者が3年で自分でうちを探してという、探すことはできるかとは思いますが、どうしても料金とか、いろんな面で3年でほかの場所に移るということはなかなか難しいと思いますので、そういう分野、分野、社会福祉、介護関係、一番かなとは思いますが、そういう部分で、なるべく早くできるものを手をつけていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。ぜひとも具体的な内容というのを、今後の議会のほうでもお示しいただければと思います。

続いて、2番目の大きな質問のほうに移らせていただきます。

八丈町の組織運営、人事制度についてということで、この件については何度もお話をさせていただいております。まず初めに、数制的な面で、昨年度末、この令和7年3月末の時点の退職者数に対して、採用による直近での補充状況について、ご説明をいただけますでしょうか。充足率という率でも構いません。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、1つ目のご質問に回答したいと思います。

昨年度の退職者数は32名で、そのうち事務職は15名でした。また、昨年度採用者数は15名で、そのうちの事務職採用は7名でございました。今年度の採用者数は、5月時点で17名、内訳については、事務職11名、看護師3名、保育士3名を採用しております。

補充状況としましては、昨年度の当初と比較しますと、事務職は2名の増となっておりますけれども、事務職については、課での定員管理上、保育士さん等も含めると、13名の不足となっております。

以上で回答を終わります。

○議長（山本忠志君） いいですか。

○1番（真田幸久君） ありがとうございます。

そういった状況を踏まえまして、次の関連した質問に移らせていただきます。

昨年7月に職員アンケートを実施し、はや1年が経過しようとしております。アンケートの結果を踏まえて、どのような課題があるか。その課題に対し、どのような対応を行おうとしているのかといった総括が行われていてしかなるべき時期に来ていると考えますが、

いかがでしょうか。

職員不足による職員の負担増は認識しておりますけれども、課題の特定や対応についての方針については、ボトムアップではなく、町長、副町長といった町の経営層が示すべきものであり、そこまでの進展はあってしかるべきと考えますが、町の見解はいかがでしょう。

3月議会におきましても、この報告書の取りまとめに時間を要し、6年度での調整ができず、7年度実施に向けて調整していく、意識調査を基に課題項目を絞る中で、対応を今後協議していきたいとの総務課長からの回答がありましたけれども、これはいわゆる課長レベルの話ではなくて、今申し上げましたように、副町長、町長といった、まさしく町を経営している層の方が、まずトップダウンで方針を示した上で、その方針に基づいて課長クラスとして係長クラスという形で、再度下に下ろしていった、そこからボトムアップで具体的な対応を決めていくというような流れが自然だと思いますので、そう考えれば、トップダウンでの対応というのはもっと早くできてしかるべきと考えますけれども、その点についてのお考えはいかがでしょう。

○議長（山本忠志君） ただいまの質問、町長、副町長への質問だと思うんですけれども、その前に総務課長のほうから回答をお願いします。

○総務課長（高野秀男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員意識調査につきましては、先ほど真田議員がおっしゃったように、3月議会のときと回答がかぶってしまうかもしれませんが、自由意見の整理作業、報告書の整理作業に相当の時間を要しましたけれども、職員への意識調査結果報告は、1月31日に公開しました。その後、職場環境改善に向けた施策案を作成し、課長会議などで議論していく予定でしたが、年度末、年度初めは通常業務が多忙であったため、現在、施策案のまとめの段階にございます。これから議論を含めたスケジュールを立ててまいります。

以上で回答を終わります。

○議長（山本忠志君） 続きまして、町長また副町長、トップダウンの件についての提案がありましたけれども、どちらか。

副町長。

○副町長（山越 整君） トップダウンということでのご質問ありがとうございます。ただ、今回アンケートの実施というのは、議会のほうからもご要望もあって、また職員のほうからもあってということで実施をしています。

これの趣旨は、トップダウンでいろいろやるということよりも、やはりボトムアップを重

視しよう、それを議会の方々も求めてというふうに私も町長も理解をしております。

バランスの問題ではあると思うんですけども、ボトムアップとそれからトップダウン、我々も今までいろんな政策をするときに、ボトムアップというのを基本にやりつつも、あるポイント、ポイントではちゃんとトップダウン、そういった形をやってきました。

ただ、それでも、まだまだ下の職員さんからのいろんな意見を集約したらどうかというのが今回のアンケートの趣旨でしたので、町長も私もボトムアップということをまずは基本にして、今までの推移を見守っているというわけではなくて、随時報告も受けながら、また、その報告と、その次のステップに向けての指示を出しながらやっております。

ですので、そのこのところで今課題がとても多く出てきております。これはいわゆる大分類から中分類、小分類ということで、かなり職員が事細かく時間をかけてその分類をしました。当然、その中で代表的なもので、いろいろ我々としては、町長、私を含めて、それから管理職も含めて直していかなければいけないのは何かというのは、共通の認識として、まずは機構改革はしていかなければいけないだろうというのは、大筋としては共通の認識で持っております。

ただ、その進め方をどうするかというのは、やはり担当の職員であったり、それから管理職であったり、進捗状況をどういうふうに見ながら工程をどうやって組んでいくかというところを今、見ているところです。

去年から、真田議員からもご指摘とそれからご提案があったように、そういったときに、第三者、外部の力を借りたらどうですかというお話がありました。去年からも私どもも外部のいわゆるコンサルタント会社さん、そのときにも私お答えしましたがけれども、お金をかけてコンサルタントの方たちに相談をする場合と、お金をかけずに我々と伴走していただいて課題を解決するパターン、いろいろあって、そのこのところを我々も考えたいと思いますというお話をしましたがけれども、今現在、お金をかけずに外部のコンサルタントの方たちに我々の課題を相談するという、そういった環境が整いつつあるという、今そういった状況になっていますので、先ほどの内部での検討状況に合わせて、外部に我々の状況を客観的に見ていただいて、どういう形で進めればいいのかもそうですし、それからその課題解決をどうしたらいいかということも、今は外部の方と一緒にできるような形に今整えられているという、そういう状況になっております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

外部の人材の活用に関して、認識の齟齬があるようなので、まずそこを申し上げたいと思います。私はコンサルを入れろと言った覚えはありません。何を外部人材として使うかというのは、例えば業務分析等を行う実際の現場での作業をする人を外部の人を使ってはどうですかと。現在人手不足の中で、目の前のことをしなきゃいけない職員の方に、さらに業務分析という負荷をお願いするのは、それは難しいと。ですので、そういったことを個々に聞いて回ったりする業務分析を行うのは外部の人材を使っていたらどうですかと。

分析をした上で、課題の分析をして、さらにそれに対する解決策を出すことをコンサルタントにお願いしてしまうと、大体一般的にどこでも通用するような内容が出てくるのがもうほぼ見えていますんで、それはやはり各自治体でやるべきことで、まさしく経営者である町長、副町長がその部分を担うべきですので、そこにお金をかけてほしいということを私は言った覚えはないですし、そこは理由にならないと思っています。

ボトムアップとトップダウンに関しましても、当然課題の抽出に関しては、ボトムアップでなければそれは抽出できません。一方で、その課題が見えた段階、もしくは課題の材料が出てきた段階で、それをどう把握し、どうまとめていくかというのは、やはり経営層に求められている資質だと思いますし、それを行った上で、大筋の方針を出して、それを課長クラス、係長クラスに下ろしていくことによって、具体的な対応策を出していただくといい形で、トップダウンとボトムアップを繰り返していくことで、具体的な内容は決まってくると考えておりますので、トップダウンとボトムアップに関する認識に関しても、私が申し上げていることと、副町長が申し上げていることは、認識の違いといえますか、そういうものを感じるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 副町長、なるべく簡潔にお願いします。

○副町長（山越 整君） まず、第三者の問題ですけれども、私と多分認識は同じです。実は、コンサルタントの方たちに相談幾つか複数したときに、真田さんが私がそういうふうに思っているんじゃないかということを投げると、大概是断られます。それは基本的に町村がやるべきことであるということと、コンサルタントではそういった仕事はなかなかハードルが高くて、お金をもらってもできませんということになります。

ですので、私が言っているコンサルタントのというのは、まさに町の仕事を分析する、そこにコンサルタントの方たちが関わっていただいといるところです。実は、そういったことは、もう既に数年前から外部のコンサルタントが入って、全部ではないですけれども、ある一定部分は、既にそれを細かく分析をしていただいといますので、プラスアルファとして、

それをほかの範囲に広げるというのがオーケーですよということの、まずは回答をいただいているということです。

それからあと、トップダウンの話ありましたけれども、我々、先ほども言ったように、基本中の基本は、今回の流れからいけば、ボトムアップを基本に考えているので、随所では当然町長は言いたいことを実は押さえています。もうここでこういうふうにやってというのがありますけれども、やっぱりそこは現場の進捗状況に合わせながら、我々としてはやっているという、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、ボトムアップとトップダウンの話はいつまでたっても多分平行線だと思いますので、そのあたりでやめてしまおうかと思いますが、続いて3 番目、4 番目に関しては、私なりにアンケートのまとめを見させていただいて、取りあえず、お金をそれほどかけず、できることは何だろうと考えた上で、この3 番目と4 番目のご提案をさせていただいております。

まず、職員の評価制度に関しまして、いろんな見方があります。要は、上司受けがいい人もいれば、部下受けがいい人もいます。それはどこの職場に行ってもありますんで、そういったものをきちんと総合的に判断するためには、360度評価といって、上司からの評価を受けますし、部下からも評価も受けますし、さらに違う部署、関連している部署等からの評価を総合することによって、その人の位置づけというのがより明確になっていくということで、その後の人事配置等も含めても有用であると思いますので、この提案をさせていただいております。

また、4 番目に関しては、職員の部署間異動に関しまして、通常の公務員ですと、ずっといろいろ異動を重ねていって、全く関係ない部署に異動していって、かなり戸惑う職員さんの方もいらっしゃると思います。ですので、ある程度関連するグループ内での、例えば限定異動を希望する方、もしくはジェネラリストとして最終的には町の本当の管理部門になっていきたいという人は、これまでどおり各部署間を異動するという考え方もありますんで、そういったことを例えば採用の際にそういったコースを設けることによって、それぞれ入職する方が自分はこういうことで仕事をしていきたいというところの希望と現実の齟齬が生じないような形にもできると考えて、こういったことを示させていただきました。

特に、4 番目の件に関しましては、職員のキャリア形成というのは、公務員だけに限らず、民間でも非常に重視されていることですので、ぜひとも率先して八丈町としてやっていただ

いて、八丈町はそういうことを積極的にやっている団体であるということをアピールしていただいて、採用に結びつけるようなことを積極的にやっていくということも、一つの採用を進めていく上での対応かと思えますけれども、これは３点目、４点目を併せてお答えいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） ３点目の360度評価の導入、それから４点目の異動への配慮という２つ合わせてということによろしいですね。

それでは、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、３点目と４点目についてお答えいたします。

まず、３点目のほうですけれども、360度評価は、上司が部下を評価するという一面的な評価と異なり、上司、同僚、部下などが評価するという多面的な評価になりますが、国家公務員の働き方改革を検討する若手官僚のチームも提言しており、一部省庁では実施している聞いております。今後、国や東京都などの状況を踏まえ、多面評価について研究したいと思っております。

続きまして、４点目のほうの回答になります。人事異動については、職員の能力や自己申告制度による職員本人の意向などを考慮し行っていますが、職員によって在籍年数の違いはあるものの、様々な部署に異動することで、ジェネラリストとして知識や経験を積んでいると思っております。

現状では、職員不足により必要な人員を配置できず、希望する異動が必ずかなえられる状況ではありませんが、組織力の向上、社会貢献をキャリアプランとして考える人材のモチベーション向上のため、効果的な配置や育成などについて検討してまいります。

以上で回答を終わります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

１番。

○１番（真田幸久君） ありがとうございます。

部署間移動に関しましては、まず大前提として、今後新しく入職される方が、定年まで勤められることを前提として考えるのは、もはや困難であるというふうに考えています。これは公務員だけではなくて、民間もそうですけれども、先ほど申し上げました職員個人としてのキャリア形成をどう考えるのかというのを非常に重視する世代になってきていますので、そういった中では、やはりある程度絞り込んで仕事をできることを提示することによって、この分野で離島においてこういうことをやっていきたいというような、前向きな人材が３年

なら3年、5年なら5年、もう詰めた形で仕事をしていただいて、またほかのところに移っていただく。それをそれぞれの自治体間で行っていったり、民間に戻る方もいらっしゃると思います。

そういった人事交流の後押しにもなりますし、逆に言えば、民間でそういったことを、お仕事をなされている方がより公務員になってお仕事をしやすくもなりますので、ぜひともそういった視点も含めて考えていただきたいと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） この辺のところは、町の八丈町組織運営人事制度に関する大きな改革を求める考え方だと思うので、町長また副町長のほうからも後ほどお考えを、コメントいただきたいと思いますけれども、その前に、総務課長のほうから回答ありましたらお願いいたします。

○総務課長（高野秀男君） 先ほど回答でも申し上げましたけれども、職員の方にはいろいろと自己申告書の際に、当然、異動希望だったりとか、自分が今どのような状況なのかというふうな、そういったところの情報は収集してございます。

その中で、最近町のほうでも経験職採用というのを始めました。経験職採用で採用されている職員の方も、当然、今年度もございました。その職歴等を見ると、民間で当然いろいろとご活躍をされていて、自分たちが働いたこれまでの業績、そういったものを町の中でも活かしたいと、そういった意欲を持って、試験を受けに来られている方もいらっしゃいます。

なかなか、先ほどの回答にもありましたけれども、職員が不足していて、どこの課もちょっと空きがあるという中で、全て希望にかなえられるような状況ではないというところで、そういった実は採用された方にも、いろいろ質問があったときには、お話はしている方もいます。今そういったところを入られる方も理解していただいて、町の中で自分ができることについて頑張っていきたいと、そういった意欲を持ってやっていただいております。

ただ、将来的な部分で、そういった人材というのも、一方で考える必要性もあるかなというの思っておりますので、ご提案いただいた内容については、今後検討したいと思います。

○議長（山本忠志君） 町長または副町長、ございませんか。町長にしますか。

町長、お願いします。

○町長（山下奉也君） まず、360度評価のほうですけれども、先ほど総務課長から国や都の動きを見てという部分がありましたけれども、現状で八丈町の場合、公営企業とか、現場も相当ありますので、そういう意味で、できるとすれば、一般職員の中ではできるかなという

気はしますけれども、やっぱり現場で看護師さんとお医者さんとやって、なかなか問題が出たとか、そういうことが出ると、なかなか問題があるかなと思いますので、一般事務職の関係では、可能かなという部分があります。

あと、人事異動の関係で、先ほど採用時にという話がありましたけれども、私、町長になってから面接はしておりませんが、面接のとき聞いて、本人がどういう仕事をしたいとか、どういうことに興味があるとか、そういう質問内容もたしかあったと思いますけれども、そういうものが活かされていない部分もありますので、そういうものも含めて、あと、今、課内異動といいますか、もし課の中でこっちが仕事がしたいと、それは課長の権限でやれるようにしていますけれども、そういうことから、課内でできる範囲はやりたいと思いますけれども、なかなか人員不足の中で、今そういう部分を現実にやるという、異動1人やると3人、4人動かさないととなりますので、そういう部分でなかなか希望どおりいかない部分もありますので、できる限り専門職といいますか、そういう部分をやっていきたいと思っています。

また、最近は地域おこし協力隊も相当数入ってきていますし、民間からも、任期つきで入っていますので、そういう部分で、職員間にも刺激が出てきているかなと思っていますので、できる限り希望はかなえてあげたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

具体的な面接等でお話を聞いているというのは分かるんですけども、やはり採用に当たってそれをどうこれから八丈町で働いていこうと思ってくれる人を開拓していくかという意味では、宣伝として本当にやる気があるのであれば、そういったものも採用に際しての宣伝文句ではないですけども、そういった形でそれぞれの専門性を活かせるような人事制度を整えていますとか、そういったことも言えるようになるかと思っていますので、ぜひともそれは取り組んでいただきたいですし、あとは、いろいろ対応されているということで、当然、全て公にできると私も思っていないけれども、前回のアンケートのように、例えば議員限りとかという形で、ある程度の進行内容とかというものをご開示いただければ、納得できることもあるかと思っていますので、そのあたりの情報提供というのをお願いをして、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本忠志君） じゃ、今の件は回答はいいですね。

それでは、続きます。

◇ 奥 山 幸 子 君

○議長（山本忠志君） 3 番、奥山幸子君。

○3 番（奥山幸子君） 今の質問とちょっと重なる部分もあると思いますが、移住定住促進策の強化をということで質問いたします。

町の人口が急速に減少し、様々な産業に影響をもたらしています。町は人口対策に力を入れていて、八丈物語という部分に集約しているほか、定住支援金も実施し、人口減少に歯止めをかけようとしていることは理解できます。

また、民間では、移住定住促進協議会、移住協というんですかね、が定住希望者の相談窓口として活動しているようです。この辺ちょっと私も調査が十分でないので、不確定な部分もあるので、ようですと今言いました。

ただ、それらの対策や組織がうまくかみ合っているのか、それぞれの施策に不足している部分はないのかを改めて検証する必要があると思い、町の見解を伺います。

1 番、移住者はここ10年くらいでどれくらい増加していますか。また、移住後、島を離れた人はどれくらいいますか。10年と言いましたけれども、調査が始まったのは、もうちょっと後ということなので、概略で結構です。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、3 番、奥山幸子議員の移住定住促進策の強化についての質問にお答えいたします。

初めに、前の議会でも説明したとおり、人口減少対策を含めた町づくりにおいて、総合戦略が重要な位置づけとなっております。こちら、令和5年度より具体的な施策の進捗状況報告を作成し、公表を始めました。さらに、昨年度より、これに事業評価書を加えた形で、それぞれの施策のK P Iの達成、また、事業の効率化に向けて取り組んでいるところになります。

また、第2期総合戦略人口ビジョンの策定から4年が経過し、これまでを振り返るとともに、庁内において最終目標である人口ビジョンの達成に向けた意思統一を図るため、6月2日開催の八丈町地域創生本部会議にて、こちら、事前資料でもお配りしました八丈町人口ビジョンの達成に向けた考え方についてを実施しております。こちら、資料では、企画財政課資料の1と2になります。

こちら、人口ビジョンの実績としまして、令和7年現在で人口ビジョンの目標を153人下

回っている状況になります。未達の主な要因としては、自然増減の部分で、新型コロナに大きく影響を受けた出生数にあると考えております。これからビジョンの達成に向けて、目標未達分を取り返すべく、より一層の社会増を目指す方針で、個別項目を再設定しております。

これを進めていく考え方としては、総合戦略で定めた目標に対する成果が、こちらの成果が、成果の総和が人口数に反映していくということを理解し、全庁的にはもちろんですが、基本構想にもあるとおり、住民、地域、企業や団体など、島一丸となって取り組む意識を持ち進めたいと考えております。

こちら、具体的な進め方としましては、まずは現在進めております事業評価を着実に実施し、事業の改善、必要な施策の立案、予算要求に取り組んでいきます。

それでは、1つ目の質問に回答いたします。

移住者の推移ですが、こちら、事前資料では、企画財政課資料の3になります。転入者の推移は、過去10年間で見ると、平成27年が367人、令和6年が378人となり、最大値は令和5年の424人、最小値は平成28年の366人です。この間の平均は382人となります。

企画財政課資料2にあります。移住後、島を離れた人は、令和2年より転入後4年経過を定住と設定し、定住率といった形で検証を始めております。これによると、令和2年で官公庁を除くと、定住率が66.3%となり、移住者のうち33.7%が4年以内に転出されていることとなっております。

以上となります。

○議長（山本忠志君） 3番、よろしいですか。

○3番（奥山幸子君） ご回答ありがとうございます。

課長のおっしゃっているのは、町の人口減少に対する対策、一般的なものが主立ったものですね、総論みたいな感じで。私はやっぱり移住定住策に絞って伺おうと思っております。

それで、382人ですか。それぐらいが毎年移住しているということですか。そうですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら、転入の数になります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。続けてどうぞ。

○3番（奥山幸子君） だから、転入の数は、島を仕事の異動で離れた人とか、そういうのも含まれているので、純粹に移住している人の数がどれくらいかを伺っているんですね。資料を見ると、令和3年から5人、29人、30人、35人、大体そんな感じでここ4年で99人が移住しているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら資料は、正式なもので、本当に純粋なその移住者数というのは、やはり町として求められないということで、人口増減というものの要因としては、人口増減というものと、社会増減って、この2つに分類されていると思います。そちらの移住者というくくりになりますと、社会増減という形で今検証を行っておるところです。ここにあります官公庁を除く人たちという点で、今定住率というものを新たに町のほうで、これ、町のほうで独自に設定している、大体官公庁だったり、お仕事で来られた人というのは、3年以上というのはなかなか住まないだろうという傾向から、お仕事だったり、官公庁という人数を除いて、純粋な定住率という、4年以上経過されている方を定住というものに設定し、一応定住率といった形で今、令和2年のまだ数字しか、検証を始めたばかりなので出ていないんですけども、この定住率といったものを踏まえて、今後、移住施策を進めていきたいと考えています。

この移住施策の、事前にお配りした資料にもあるとおり、考え方というのが、移住施策というものが、転入施策が結構マスコミとかで取り上げられて、そこがピックアップされているんですけども、この定住率といった側面から見ますと、やはり島が住みやすく、こちら、先ほちょっと議会前にもお話ありました医療の点、教育の点、福祉の点、産業の点、これ、全て揃わないと、やはり定着というのは難しいと思いますので、何かちょっと魔法的な移住施策の1個で人口がどんと増えるよりは、そういった横断的な全てに対して人が住みやすいといった本質的な部分を、庁内全体で一緒にみんなで頑張っていこうということで、一旦意思統一を図ったということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 一応分かったような、分からないような感じなんですけれども、要するに、移住ではなく、移入者、移動している方が入ってきた数も含めてということですよ、その答えは。だから、純粋にお仕事掲示板の資料を見ると、移住者数は4年間で99人というふうになっていたのと同じなんですけれども、これが実態をそのまま反映しているわけではないというお答えですよ。いろんな面も含めてということですよ。それで大丈夫です。結構です。

次の質問をします。

定住支援金はどれくらい利用されていますかということで伺います。この支援金というのは、東京都の島しょ山村地域への定住サポート事業費補助金を活用しているとのことすけ

れども、採用は実際、令和3年から7人、29人、35人、31人となっていますけれども、それで認識はいいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員おっしゃるとおり、企画財政課資料の事前資料4になりますが、令和6年度の実績では、掲示板掲載事業者数が48件、うち採用者数が31人、定住支援の申請が26件となります。この数字を見ていただくと、徐々に増えていっている傾向という、多分島内でも担い手不足が始まって増えていっているといった傾向になります。

採用者数は、この102名、このうち定住支援金、該当する移住された方々というのが合計79人。この方々の家族さんとかを合わせると、移住者数、この79名のうち、家族を含めると99人ということになります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 2番に関してなんですが、その申請する数というのは結構多かったですよ。採用が大幅に少なくなっているんですけども、その理由は何でしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 採用者数が大幅に減っている。

○3番（奥山幸子君） 申請者に対して、採用の数が少ない。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら、因果関係等は、なかなか我々のほうで検証はできないんですが、こちら、課題としましては、我々やはりもうちょっと広報を重点的にしていきたいということで、ツイッターもそうなんですけれども、新たに昨年度から七島新聞さんにこちらのお仕事掲示板の広告をしているといったことになります。

さらに、やはりこの数字を見ると下がっていっているということから、さらにちょっと広報強化していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 質問の回答になっていますか、聞きたいことになっていますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） いいんです。いろいろあると思いますので、事情がね。個人個人いろいろな条件を満たしていないとか、いろいろあると思いますので。

ただ、移住者の70%以上の人が、これを利用しているということで、それはいい仕組みと
いうか、対策なのかなと思っております。

次にいきます。

町の移住相談窓口の利用状況を伺います。資料によると、八丈物語の閲覧数は目標は大体

1万件としていますよね、私の資料で間違いがなければ。令和4年は1万222件、令和5年は4,895件ですが、令和6年はどのくらいあったのでしょうか。

閲覧数がそのまま移住実績に結びつくとはもちろん思いませんが、1か月ごとに内容を変えとか、よりアピールするようなことを工夫をしたらどうかなと思っているので、町のお考えを伺います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 八丈物語のアクセス数について、資料をお配りし、アクセス数については、令和4年度で1万8,941件、令和5年度で1万2,216件、ここまでは目標を達成しております。令和6年度が少し下がってしまって9,691件ということで、こちらは我々としても課題として認識しております。

こちら、今現在我々が取り組んでおりますホームページのリニューアルというものに合わせて、こちらの見栄えだったりを強化していきたいなと考えております。これ、検証しますと、もちろん第2章、第3章は、相談とかいったベースの部分の章は下がっているんですけども、こちら逆に下がった要因としまして、八盛隊が特に頑張って島外に行って相談事業を受けているといった点もあるのかなと考えております。

一方、第6章の住居の部分、こちらは1項大体1,500件ぐらいの閲覧がありまして、これがずっと1,500で推移しているという状況なので、特にこの辺は見られる方が多いのかなとも認識しておりますので、またこの辺も内容の充実化に向けて、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 大体事情は分かりましたので、次の、すみません、その後、八丈物語の第4章では、仕事体験の項目があるんですね。ちょっとその前にごめんなさい、八丈物語の閲覧数に関してですけれども、私が見た段階よりも数字違っていましたよね。令和4年1万ちょっとで、令和5年は4,895件と出ていたんですけれども、課長は1万を超えているという話で、令和6年が1万ちょっと切るという感じのお答えだったと思うんですけれども、私が見たのが、時間的なものですかね。それはいいんです。そういうことでいいんですけれども、私はちょっと認識不足だったのかな。

次の質問にいきますね。八丈物語の第4章で仕事体験の項目があるんですね。農業については、これまでいろいろ私も農業のことで質問しましたがけれども、きめ細かい支援があると思います。漁業については、年に1回、島しょ振興公社による企画がありますが、去年は小

笠原だけが掲載されていました。八丈では毎年実施していないのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） お仕事のほうの。では、回答します。島しょ振興公社で、漁業体験、農業体験というものを実施していると思います。漁業体験は、八丈島も一緒に各島と取り組んでいるところなんですけれども、農業体験のほう、こちらは前は実施していたんですけれども、どちらかというと、町が独自に育成の、体験の仕組みを、今農活というページをご覧になると分かるんですけれども、ちょっとあまり言いにくいんですけれども、それよりもっといい移住体験の施策を今現在町は取り組んでいますので、そちらを活用しなくても、自分たちで東京都と連携してやっていくという体制が一番強く整っているのです、そちらの事業を活用して、今いないといった形になっております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） いや、私は伺いたかったのは、八丈物語に出ていた第 4 章で、去年は小笠原だけが掲載されていたんです。それで、八丈では毎年、漁業体験をしていますかという質問をしたんですけれども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 漁業体験は毎年行っております。八丈で行っております。

（奥山議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） その第 5 章に農業では農活、漁業では漁師になるにはということで、東京都の絞り込みがあって掲載されているんですが、参考には、神津の漁業作業がユーチューブで配信されていたんですね。八丈ではそういうことはしていませんか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみません。八丈ではまだやっておりません。けれども、今、八盛隊の広報担当が 1 名配属しております。さらに、もう 1 名、広報担当の採用が決まっておりますので、その辺の広報の強化、五者連携協定を結んでいるという状況から、お仕事掲示板の採用件数を上げるといった施策で、申請されているお仕事場の、なんとか映像として紹介ができないかということで、今ちょうど検討しているところになります。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 検討されているのであれば、ぜひ実施して、映像で見るのと、やっぱり文字で見るのは全く違いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

それから、4番目の質問です。

有楽町に、交通会館にある、ふるさと回帰支援センターと町の連携はできていますかというところでお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） その前に、すみません、少し3番目の質問の八丈物語について、もう一度回答させていただきます。すみません。

こちらは八丈物語といったページは、移住定住サイトとして、移住定住の相談のオートメーション化を図るとともに、令和6年9月から、我々移住サポーター窓口というものを設置しまして、継続的に相談ができる体制を整え、運営しております。

実績としましては、相談受付が今まで、令和6年9月から52組ございます。うち17組の22人の方が移住されております。こちらの特徴が、継続的にコンタクトを取るといった部分になっており、まだ継続的にコンタクトを取っているのがこのうちの32組になります。さらに、この32組のうちの10組の17人が、我々今、町が計画しています、7月に実施予定の島暮らし体験ツアーに参加予定となっております。こちら、予算では、移住体験ツアーというもので計上させていただいているものになります。

引き続き、次の回答に移らせていただきます。

ふるさと回帰センターの話になります。今日の町長の行政報告でもありましたけれども、ふるさと回帰センター、今情報共有、広報などを連携して今一緒に取り組んでいるところで。こちら、大きなところになりますと、令和6年度には、東京国際フォーラムにて、ふるさと回帰フェアに出展しております。こちらに町からは八盛隊と移住担当職員の2名を派遣しまして、2日間で約100組の対応を行っております。

今年度におきましては、先月、5月10日にふるさと回帰センター会議室にて、八丈島移住セミナーを開催しております。こちら、移住希望者14組、19名の参加がございました。また、今年度9月には、ふるさと回帰フェアに出展予定となっております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 回答ありがとうございました。

いろいろ回帰センターとの連携ができているということで、頑張ってもらいたいと思います。

最後に、5番目の質問に移ります。

移住者の住宅の確保をどう実現させているのか伺います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、移住者の住宅確保について回答いたします。

こちら、先ほどお話にありました八丈物語の中において、島外から住宅情報が取得できるように、こちら、八丈物語第6章の住居といった部分にて、島内の不動産取扱者を掲載するページを作成し、運営しております。また、島内不動産屋さんと定期的に情報交換を今実施しており、こちら、住宅の紹介を希望する移住者の方に、移住サポーターが希望に沿う住居を紹介しているところです。

こちら、令和6年度の実績でいいますと、17組の22人がこの移住サポーターを仲介して住居を確保しているところになります。

○議長（山本忠志君） 3番、よろしいですか。どうぞ。

○3番（奥山幸子君） その八丈物語を見ますと、課長おっしゃるように不動産屋を紹介したり、紹介で成立している部分もあるんですが、それから2番目に空き家バンク、3番目に町営住宅というのが紹介されていて、空き家バンクのはゼロですね。ゼロと書いてあるの。それで、町営住宅は400戸あるけれども、その中で、所得が15万以下と限られていますよね。

その辺の制限が現状というか、住宅に対する島外の方を受け入れる体制が、住宅については十分じゃないのかなと思うんですね。それで、今回質問したんですけれども、例えばですよ、漁師を希望している人が町営住宅を利用するとすると、漁師の収入ってすごい変動が、捕れたときと、捕れないときと、ありますよね。そうすると、急に利用料が跳ね上がって、もうここには住めないみたいな感じになるんですね。漁師は、短期的に来るのではなくて、やはり好きでやる仕事だと思うので、お金をためて、船を持って1人前になるというのが漁師の希望だと思うんですね。そうすると、そういう町営住宅ではためられない。

だから、やはり必要なのは、先ほど1番議員の質問にもありましたけれども、公営住宅の目的外使用とか、新島で建てている移住者用の住宅をぜひ実現させていただきたいなと思っているんですね。

前回だか前々回だか記憶ないんですが、町長が移住者用の住宅を建てようと思っているという話があったんですね。その辺が全然その後うやむやなので、ぜひそのご回答を伺いたいと思います。

○議長（山本忠志君） それでは、町長、いかがですか。言った覚えがありますか。

はい、どうぞ。

○町長（山下奉也君） 先ほど真田議員に答えたのと一緒で、移住者用住宅、先ほど言った、

中道住宅が空いている部分があるんで、そこを改修して移住者用住宅、あれが何戸ぐらい、4世帯ぐらい入れるということだったんですけども、そこを整備すると相当な金がかかるということで、別にやっぱり建てたほうがいいんじゃないかという話もあります。新島の例もありますので、そういうものを参考にしながら、整備は進めたいなとは考えておりますので、財源、どうなるかです。

先ほど言ったように、やっぱり移住者住宅でも3年で出ないとという、そこがちょっとネックかなと思っておりますが、ぜひそういうものも進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） いいお答えがもらえてよかったんですが、やはり修理するとか、改修するではなく、新築でお願いしたいと思います。また、新島の住宅は何かコンテナみたいな感じで、平屋みたいな感じなので、もうちょっと見栄えのいいというか、おしゃれな感じにしていきたい。財源のほうは町長にお願いして、よろしくお願いします。

それと、最後に、移住協の話がちょっと触れたんですが、移住協の活動というのは今あまりされているのか、実態がよく私にも分からないんですが、せっかく移住者の方が一生懸命新しい移住者に相談に乗るといふ、そういう活動をされているわけですから、町も協力して、そちらからの情報も伺って、町の情報も提供して、協力しながらやっていけばいいのかなと思っていますので、よろしくお願いします。これは要望なので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） せっかくだから、どうですか、企画財政課長。現在の移住協の活動について。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 一緒にやっていきたいといった考えはあります。今現在、移住協さんに相談されてきた方というのが、ちょっと移住協のほうでもなかなか忙しくて、対応が難しいということで、今、町のほうに移住協に相談された方は、町のほうに来るといったような今仕組みになっています。

今後、今回移住施策というものを、ちょっと今空き家調査とかも実施しているので、その辺をしっかりと町が整備して、一緒に取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） では、そろそろこの辺でいいですか。

それでは、ちょっとここで一般質問を中断いたしまして、お昼の休憩に入りたいと思います。

午後は、1時から午後再開しますので、また時間にお集まりください。

休憩に入ります。

(午前 1 1 時 3 8 分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

◇ 浅 沼 碧 海 君

○議長（山本忠志君） それでは、一般質問、9番、浅沼碧海君。

○9番（浅沼碧海君） よろしくお願ひします。僕からは大きく1点、今年2025年4月に開館しました八丈島の海・山・暮らし館について質問させていただきます。

開館以降、地元末吉にあるということで、何度か足を運び、来館者に感想等をお伺いしますと、非常に印象のいい、満足度の高い声を聞いております。ただ、施設内容や値段等を踏まえると、より地域住民の方が気軽に来れる場所になっていたり、さらなる来館の方が増えるような施設になっていけばいいなという中で、何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目についてなんですが、末吉小学校の基本、校舎は企画財政課、校庭と体育館は教育課が主管となり、課を超えた対応になるかもしれないんですが、末吉で時間を過ごしてもらう中で、暮らし館だけでなく、晴れた日には校庭で遊んでもらったり、雨の日には体育館を利用できないかといった、活用の可能性が今の末吉小学校にはあるんじゃないかなと思って、その辺についてをちょっとどのようにお考えか教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、9番、浅沼碧海議員の海・山・暮らし館開館に伴う、旧末吉小学校の利活用の可能性についての質問にお答えいたします。

初めに、4月2日よりオープンしました暮らし館の来館者数ですが、4月に町民166人、島外から118人の計284人、5月には町民321人、島外から279人の計600人、二月合計しまして884人の方に来館いただきました。また、議員の皆様にもご来館いただき、ありがとうございます。

この二月の来館者の傾向といたしまして、議員が言われるとおり、町民の来館者における15歳以下の子供の割合が約32%と、家族で来られる方が多く見られます。このことで、来館された子供たちが校庭にある遊具でよく遊んでいることや末吉地域の住民からの要望もあり、

校庭の活用について現在検討しております。

こちらの、正式には末吉運動場、末吉屋内運動場は、八丈町体育施設条例で、町民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図ることを目的に設置されているものとなりますので、この部分の影響等も考慮し、末吉自治会とも相談しながら進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（山本忠志君） 今の件よろしいですか。

○9番（浅沼碧海君） ありがとうございます。

次に一問一答なのですが、ちょっと2番、3番は通ずる部分があるので、一緒に質問させていただきます。

2番に関して、今現在校庭に配置されている遊具、雲梯がちょっと経年劣化だと思うんですけれども、使用できない状態にあります。その修繕等の考えがあるかどうかを教えてください。

3番に関しては、ママさんたちからいろんな今後の活用方法とか、どういった施設になればいいだろうねというお話を伺う中でいただいたアイデアで、先ほど課長の説明があったと思うんですが、島内在住の来館者の多くは、子供連れの方が多いと思っています。子供たちがより行きたいと思ってもらえるように、校庭の利活用として、新たな遊具の設置について検討してもらえないかというのをお願いしたいです。

例として、檜立地域にある通称カバさん公園のように、子供たちにとって何か親しみやすいような遊具を設置できると、より来館者が増えるのではないかというご意見をいただきました。その辺のことについてお伺いします。教えてください。

○議長（山本忠志君） ただいまの質問は、既存の施設の修繕の件、新しい遊具設置の件、2つのご質問がございました。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 遊具につきましては、壊れている遊具を確認したところ、ちょっと修繕が難しい状況にあるといったことから、さきの回答部分と併せまして、議員の質問にもあります住民、子供に親しまれるといった部分も踏まえて、新たに設置する方向で進めていきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、今の回答で。

○9番（浅沼碧海君） はい、ありがとうございます。

せっかく、できれば暮らし館とつながるような、何かクジラさん公園みたいな名称で呼べたらいいねみたいな子供たちから声も伺っておりますので、ちょっと遊具の設置等についても、また一緒に検討させてください。

あと、1、2、3番に関することなんですが、僕たちの時代の中では、やっぱり子供の頃の学校というのは、何か一つの遊び場だと思っていて、ランドセルを置いたら基本学校に集合して遊んでいた記憶があります。今の時代だと、習い事をみんなしていたり、八丈町放課後子どもプラン等で対応をなさってくれていると思うんですが、何か地域として、みんなが集まれるような場所が、公共施設だったり、学校だったりするのが理想だと思っています。

適正規模にも一部関わる部分もありますが、やっぱり中学校、保育園、小学校が今なくなった末吉地域は、ふだん子供たちがいない、見ることもない寂しさを抱えていると思っています。校庭で子供たちが遊んでいる姿を見て、ほほ笑ましく思っているのは多分僕だけじゃなく、末吉町民の意見でもあると思います。

せめて土日等に子供たちが遊べる機会を増やしたい、来てもらえるような場所にしたいなと思っていて、その一つが遊具であったり、親しみやすさだったりするのかなと思っていますので、ぜひご検討をよろしくお願いします。

4番の質問に移ります。

島内在住の方ではなく、観光で来ましたという方に、どうやってこの施設知ったんですかとか、どうして来られたんですかとお話を伺うと、SNSで知ったというご意見をいただくことが多かったです。

また、島内在住の方も、施設について、なかなか全てを理解しているわけではなく、例えば受付の横のテーブルで食事ができるといった情報を知ること、知らなかったという意見をいただいて、そういった情報が伝わっていくと、より利用しやすい場所になっていくのではないかなと思っています。

今、開館後4月、5月、6月と、仕組みづくりで大変だと思うんですが、独自のSNSアカウントの作成、発信やホームページ、今つくっていると思うんですが、そこでの追加情報を行い、積極的な情報発信により来場者が増えると思いますので、その辺ご検討いただけないか、質問します。

○議長（山本忠志君） ただいまの質問、発信の充実という要望がございました。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、この施設の情報発信のほうの質問に回答させて

いただきます。

町で実施しました情報発信としまして、ホームページによる施設紹介、SNSでは、X、ロベレニくんインスタグラムでの発信、また、町広報紙において、4月号より新たな読み物として連載を開始した八盛隊が聞く！にて、末吉自治会長の施設への思いとともに紹介してございます。

また、多くの町民の皆さんに、町が発信した情報の拡散はもちろんですが、独自にXやインスタグラム、またユーチューブなどで施設の紹介をしていただくなど、本当に多くの情報発信があったおかげで、多くの方に来ていただけていると考えております。

これらのことから、施設独自のアカウント等につきましては、現在、町ホームページのリニューアルに取り組んでいる関係もあり、今現在は考えておりません。

これから来館者や議員さんにも、施設の充実に向けての改善点等をいただいておりますので、まずはそれにしっかり取り組みたいと考えております。また、現在より多くの方に来ていただける施設を目指し、八盛隊が暮らしの展示室の新規展示やイベントの企画に現在取り組んでいるところですので、楽しみにしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 9番。

○9番（浅沼碧海君） ご回答ありがとうございます。楽しみにしています。

ごめんなさい、最後にちょっと活用という部分について、1から4項目の質問内容に記載していなくて大変申し訳ないんですが、地域住民からの要望等で、例えばなんですけれども、暮らし館でお店をやれないか、屋台をやったらお祭りっぽくて面白いんじゃないかみたいな声を聞きます。

現状は今、キッチンカーで対応してくださっていると思うんですが、将来的に例えば家庭科室等で飲食営業許可を取って、そういった対応の可能性はあるのか。また、さらなる暮らし館の可能性について、展望等があれば教えてください。

維持していくために、やっぱり稼げる場所にしたいと課長もおっしゃっていたと思うんですが、僕もそのとおりだと思っていて、今後の展望の部分をお伺いしたいです。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） では、施設の活用の展望についてにお答えしたいと思います。

町が、特にこれといった施設の活用の展望はないんですけれども、大きく地域と一緒に取

り組んでいくといった趣旨がございますので、これから施設入って左側のほうは、自然、八丈島の魅力発信という目的で今展示室整備しているんですが、右側では、地域の活性化ということで、まだ整備されていない部屋がたくさんございます。

これらの部屋の整備を、ぜひ末吉の地域住民の皆様と一緒に、施設を盛り上げるために、一緒に考えて、一緒に取り組んでいきたいと考えていますので、これから一緒にやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

どうぞ、9番。

○9番（浅沼碧海君） ありがとうございます。ちょっと僕も議員としてではなく、一末吉住民として、町だけをお願いするのではなく、住民と協力して何かやれることがないかと模索していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと最後に、これは感想なんですが、やっぱり足を運ぶ中で、展示等の中身に関しては、八盛隊の方たちとお話もするんですけれども、すごい一生懸命やっているなという印象を持っています。

今後のVRの数が今3台プラス1台で、ちょっと数が少ないよねというところも、増数、増やしていただけるというお話も聞いていて、今後の楽しみにしたいなと思っています。せっかくつくった施設ですので、より多くの人に足を運んでもらえるよう、町だけでなく、末吉住民として、僕も協力していきたいと思っておりますので、ぜひご協力よろしくお願いします。

僕からは以上です。

○議長（山本忠志君） 9番の質問を終わりますが、先ほどの回答の中で、教育課長のほうからグラウンド使用の件についての補足説明があるということですので、お願いします。

教育課長。

○教育課長（田村久美君） 失礼します。今の浅沼碧海議員のご質問の中で、校庭という言葉が何回か使われていたんですけれども、あちらは冒頭に企画財政課長からも申し上げたとおり、運動場ということで、社会体育施設ということで、使用料を取ってお貸ししている施設になります。

その余白の土地というか、そこはもうもともと末吉小学校があったときの遊具だったり、後から生涯学習系のほうでつけた遊具ということで、企画財政課長が申し上げた、整備していくということには変わりはないんですけれども、あそこの校庭ではなく、運動場という

ことなので、そちらの点だけよろしくお願いいたします。

もちろん、誰も使用者がいない場合に、お子さんが例えば走っていらっしゃるところも見かけることがありますので、そちらについては使用料を取りますということはもちろん申し上げるつもりはないんですけれども、あくまでも運動場ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山本忠志君）　ということですので、ご理解のほどお願いいたします。

それでは、一般質問を次に進めます。

◇　沖　山　　昇　君

○議長（山本忠志君）　続きまして、7番、沖山　昇君。

○7番（沖山　昇君）　私からは、庁舎の防火に係る調査についてということで質問させていただきたいと思います。

この庁舎は、業務が始まったのが平成25年5月から開始をして、12年が経過いたしました。多目的ホールおじゃれを併設した白いタイルの外観と、1階と2階とに広々とした執務室があって、開放感のある庁舎であると思います。

先月、5月6日午後11時20分頃ということでニュースありましたけれども、これはこの日に発生した埼玉県白岡市役所の本庁舎の火災、これは記憶に新しいところですが、このニュースを見たときに、他人事ではないのかなというふうに感じたところです。出火原因は、電気系統のショートによる発火の可能性が高いというふうな発表がありました。

33年前、平成4年に建設された庁舎は、スプリンクラーがついていなかったということで、焼失面積が800平方メートルにもなったそうです。この庁舎は、スプリンクラーが設置されておりますので、広範囲になる延焼はないと考えますけれども、執務室では冬の季節など、エアコンによる暖房運転がされていると思います。

ただ、足元が寒くて、机の下で暖房器具を使用しているケースがあると思われます。つまり、床下の配線から延長コードなどで電源を取り、暖をとっているのかと思います。もちろん、寒いわけですから、快適に業務に当たれるよう、暖房器具を使用することは決して悪いことではありません。安全・安心にそのような暖房器具を使用できるよう考えていただきたいと思います。このような暖房器具等の使用状況について、調査を行ったことはありますでしょうか。

○議長（山本忠志君）　建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 7番、沖山 昇議員よりご質問いただきました、庁舎の防火に係る調査についてお答えいたします。

このたびは庁舎の防火対策に関する大変重要なご質問をいただき、誠にありがとうございます。先般発生いたしました埼玉県白岡市役所本庁舎の火災の報に接し、庁舎の防火対策の重要性を改めて認識したところでございます。

まず、八丈町庁舎の管理につきましては、建設課管財係が担当しており、防火対策につきましても、八丈町庁舎管理規則に基づき適正に実施しております。

ご質問にございました、執務室内の暖房器具の使用状況調査につきましては、毎年10月に管財係にて確認を行っております。この確認は、目視と職員からの聞き取りにより行っており、具体的な書面での記録は残しておりませんが、設置状況については把握しております。確認の結果、暖房器具が設置されている箇所については、宿直員に情報共有し、時間外の庁舎巡回時にも重点的に確認を行っております。

万一、暖房器具を含む機器の電源が切られていないことが確認された場合には、使用している職員及びその所属長へ状況を伝え、退出時には電源を切るよう指導するとともに、再発防止を促しております。

また、冬場には全職員に対し、業務端末を通じて、執務室内での個別暖房器具の設置に関する注意喚起と、退出時の適切な管理について通知しております。これは、暖房器具の使用における火災リスクを十分認識し、職員1人1人が防火意識を持って業務に取り組むよう促すものでございます。

次に、庁舎の閉庁時における防火対策としましては、各課において、最終退出者は室内取締り簿に取締り、照明器具、空調設備、その他火気についての確認を行い、始末を確認した上で、宿直室に提出することとなっております。これにより、庁舎内の火災リスクを最小限に抑えるための体制を整えております。

スプリンクラーの設置状況についてでございますが、庁舎の執務室内には設置されておられません。多目的ホールおじゃれには設置されております。執務室内に設置されていない理由としましては、本庁舎が平成25年5月に業務を開始した当時の消防法や建築基準法の法令基準に基づくものでございます。一般的な事務用途の建物では、延べ床面積や階数など、一定以上の規模や高さがある場合にスプリンクラーの設置が義務づけられることが多く、本庁舎は建設された時点での法令に照らし合わせ、執務室部分については、設置義務の対象外であったため、設置されておられません。

一方で、多くの人が集まる多目的ホールおじゃれについては、その用途や収容人数を考慮し、法令に従って設置されております。

今回の白岡市役所の火災事例は、スプリンクラー設備がない庁舎での火災リスクを改めて浮き彫りにしたと認識しております。本庁舎におきましても、建設から年月が経過し、電気設備等の老朽化も懸念される中で、火災予防対策の重要性は増しております。直ちに執務室へのスプリンクラーを設置することは、建物の構造や財政的な課題もあり、容易ではございません。しかしながら、今回の事態を重く受け止め、まずは、より一層の火気管理の徹底、電気設備の点検、更新、初期消火体制の強化、そして消防本部との連携による実践的な避難訓練の実施など、ソフト、ハード両面からの火災予防を強化してまいります。

今後の対策としましては、庁舎の防火管理を徹底するため、暖房器具の使用状況の確認方法については、より効果的な記録方法や周知方法、庁舎管理者への届出制の追加などを検討してまいります。職員１人１人の防火意識向上にも努め、安全で安心な庁舎管理の維持に万全を期してまいります所存です。

回答は以上になります。

○議長（山本忠志君） ７番。

○７番（沖山 昇君） ご丁寧な回答ありがとうございます。

すみません、私もちょっと下調べしていなくて、執務室にスプリンクラーがついているものと思っておりました。ちょっと実はびっくりしております。

いろんな予防というところで、職員の方々、いろいろ調べていただいて、火災のない、出火のないような形でいろいろ調べていただいていると思いますが、延長コードというのは容量が実は決まっております。ご存じかと思いますが、普通一般的には1,500ワットというところでの容量だと思いますが、これ全部、ここもそうなんですけれども、床下を配線というか、全部フリーになっていますけれども、使用しているはずなんです。1,500ワットというと、実は電気ストーブがマックスで使って800ワットなんですね。ちょっと細かいことになりますけれども、これ、隣の職員で２台使っていたら1,600でオーバーするんです。そうすると、発熱する可能性が高いです。発熱して変形したり、それからコードを実は束ねた状態にしておくと、発熱がさらに進みます。そうすると、延長コードのいわゆる周りのビニール、被覆といいますけれども、それがつまり溶けて、出火の原因になるというところにもなります。

それともう一つ、ちょっとこれ調べていて、私もえっと思ったんですが、延長コードの使

用期限、あるのご存じですかね。使用期限が実は5年から10年、ちょっと幅があるんですけども、5年から10年とされています。ちょうどこの庁舎も12年ということなんです。

1,500ワットを超えて、頑張って電気を通していた延長コードが、もしかしたら出火寸前になっているという可能性がなきにしもあらずなのかなというところで、この床下の延長コード類、電源コードですね。そういったものの調査というまでが必要なのかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） そうですね。確かにコード類に関しては、寿命といたしますか、使用期限が定められているものは認識しておりますので、ちょっと今後、これの交換等についても検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7番、よろしいですか。

7番、どうぞ。

○7番（沖山 昇君） ぜひこれは調べていただきたいというふうに思います。

それで、やはり冬場になる前に、できれば早めに調べていただかないと、安心して電気ストーブも使えないのかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、万一火災が起こった場合、数日間は業務が停止してしまうことにもなりかねません。と同時に、重要な書類、こういったものが消失してしまうということにもなりかねません。

庁舎に係る危機管理として、また、防災の拠点でもあります。その庁舎が火災に遭って、機能が果たせなくなるということにもなりかねないというところから、早く調査を実施すべきではないかと考えますけれども、そこら辺の対応って、していただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） こちらは毎年、先ほどの回答にもなるんですけども、12月に暖房器具に関する周知ですとか、確認を行っているので、それを早めて、そういった調査を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） 恐らく、この庁舎を建てたときに、この辺りに延長コード、配線をしておこうという計画が恐らくあって、そんなに大きくは変更されていないと思います。そのときの資料を見れば、恐らくどこに配線を持っていっているかというのは分かると思います。

ので、ぜひそこところは調べていただきながら、現地といいますか、実態のほうの調査もぜひ行っていただきたいと思います。と思っています。

せっかくこれだけいい庁舎がありますんで、今後もやはり長く使うためにも、ぜひそれを実施していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本忠志君） では、これで質問を閉じてよろしいですか。

それでは、次の方の質問に移ります。

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（山本忠志君） 8番、岩崎由美君。

○8番（岩崎由美君） 私のほうからは、今までもこの関係のお話は伺っていると思うんですが、環境月間、6月は環境月間ということもあり、6月に環境の質問をすることが何回かありましたが、今回は八丈町において、自然保全施策はどのように検討されているかという点について伺いたいと思います。

さて、八丈町では、町づくりの基本方向に4つの柱を据え、クリーンアイランドを目指す町として、自然環境の保全と活用や環境負荷の低減が町民の暮らしの豊かさを育むとしています。また、基本構想の中では、自然環境特性を保全活用し、エコツーリズムの観点も含め、自然公園の魅力向上を図るとあります。

そのような中で伺いしたいと思います。いろいろ施策をする中、新しい用語とか使う場合、理念とか、それから考え方をしっかり共有することが必要と思うのですが、今年の6月の広報6ページに、八丈島のエコツーリズムとはということで、ガイド協会の大類さんのお話が載っていました。

エコツーリズム担当の地域おこし協力隊、八盛隊も配置され、町としても積極的にこの分野を推進していく計画だと思います。その場合、やはり先ほども言ったように、考え方をしっかりさせていかなければなんですが、八丈町が考えるエコツーリズムとは何ですかということを、まず1点目にお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、8番、岩崎由美議員の自然保全策についての質問にお答えいたします。

町基本構想の中では、地域の自然環境や歴史文化を体験し、学ぶとともに、それら保全に

責任を持つ観光の在り方のことと定義されております。

また、今、議員さんからもありましたとおり、町広報紙6月号で掲載しました八盛隊が聞く！の中で、八丈島エコツアーガイド協会から、地域に存在するすばらしい資源、自然、歴史、産業、暮らしを守り、それを地域の宝として活用しながら、地域経済にも貢献していく取組と、もう少し詳しく紹介しているところになります。この考えを持ってございます。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） そうですね。保全と活用の両立と、環境教育への貢献等、いろいろ多岐にわたると思うんですが、活用という点については、結構イメージができます。例えば、山の中を歩くとか、歴史文化を体験するとか、あると思うんですが、保全と活用といった場合、町が考える保全とはどんな取組になりますか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 保全の考え方なんですけれども、まさにこれ多分、エコツアーリズムの中にありますとおり、活用を考えていくことが併せて保全の推進という考えで今進めております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） この後の質問にも関わってくると思うんですけれども、保全というのはそんなに簡単なものではないのではないかなと。しっかりとした取組、しっかりとした施策をしていかないと、八丈の自然、やっぱり資源ですよ。自然資源、文化資源はなかなか守られていかないのではないかと思います。

それを踏まえて、今までいろんなところでありがちなんですけれども、自然を保全することで、経済活動が妨げられるというような側面があったと思うんですけれども、その経済活動にマイナスの影響、あら、ちょっと暗くなりました。マイナスの影響があるとお考えでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 前の回答にもありましたとおり、経済にマイナスの影響を及ぼすものとしての考えはございません。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。それを聞いて安心しました。

それで、現在その資源となる自然、あとは文化とか、そういうものが抱える、直面している問題点とか、課題はどのように把握されていますか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 課題、問題点の把握については、どのレベル感のものとい
うところにもよるかと思いますが、現状として、町は自然環境の保全に当たる専門部署だっ
たり、専門職等の配置は行っておりませんので、課題や問題点等の全てを細かく把握、理解
しているわけではございません。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） 例えば、外来種が増えてしまっているとか、あとは非常に世界中に八
丈しかいない、ご存じの方はいらっしゃると思いますけれども、ハチジョウノコギリクワガ
タとか、とても美しい蝶であるハチジョウカラスアゲハとか、そういうのも結構登録されて、
島外にてネットとかで販売されています。

こういうこともすごく課題だと思うんですけども、そういうことに類似したという意味
で、企画財政課のほうでこんなこともあるんじゃないかという課題があるとしたら、重ねて
質問したいと思います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 特に、いろいろ我々、お金をかけて調査したりということ
はまだしていませんので、聞き取りの範囲内でハチジョウクワガタがというような話だった
り、目に見える範囲、環境係が対策しているところといたしまして、一番大きいところとし
まして、外来種が入ってきているというところは、町の課題として認識し、その辺のところ
は、あくまで細かく、アリだったり、外来にとって、部分部分は細かく調査している部分は
あるんですけども、全体的な調査をしているかと言われると、そこまではしていないとい
うのが現状になります。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） ありがとうございます。多少把握はしているけれども、それについて、
何か対策というのは、そんなに施策としては多くないと。外来種アシジロヒラフシアリとか、
アズマヒキガエルとか、そういう外来種の対応とか、あるいはオオキンケイギクなどの駆除
とか、そういうこともやられているかと思います。

問題、そういった課題や問題点を解決するための方策というのは、今後どのように考えて
いらっしゃいますか。つまり、エコツーリズムを推進する上でも大事な点だと思うんですけ
れども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 我々の認識ですと、その自然保全施策については、検討し

ているというところではなく、今まさに進めている最中であると考えております。前の回答にもあるように、エコツーリズムの観点では、保全という考えが根底にあります。このことから、エコツーリズムの推進は、保全の推進でもあると考えており、実行している最中であると認識しております。

これ、具体的な町の今の進め方を話しますと、まずエコツーリズム推進拠点として機能を持った、先ほど碧海議員の一般質問にもあったとおり、暮らし館を整備しました。これによって、エコツーリズムといったものへの認知や議論が活性化、多分今現在もしていると考えております。

これは、暮らし館、実は地域の魅力発信という点もあるんですけども、エコツーリズムを推進していくといった上で、これから次のステップとして環境教育、保全に係る環境教育が重要なものと認識しています。それを進めるに当たり、まずは先ほど協会からの話にもあったとおり、地域の宝としての気づきという部分を、町民の皆さんにということの意味合いも含めて今、暮らし館を整備しているので、今そこは進めている最中です。

まだこれから企画段階なんですけれども、さらに次のステップとしまして、前の議会でも少しお話をさせてもらいましたが、大学等と連携し、専門知識を有したメンバーを中心に構成する、例えば八丈島のエコツーリズム推進協議会の立ち上げというものを今現在企画しています。これ、実際には多分すぐ協議会の立ち上げというのは難しいと思うんで、その前に、例えば準備委員会みたいなのを設置して、メンバーを構成していくといった流れになるかなと考えております。この協議会が、八丈島のエコツーリズム推進の基盤となって、これから八丈島のエコツーリズム、自然環境の保全などの方向性を決めていく機関になると考えます。

なので、町に特別に専門部署を置いて、町が主導で進めていくという方法ではなく、時間は少しかかってしまうかもしれませんが、このような官民学競争の考えの基、進めていくといったことが基本構想にありますので、こちらはもう将来像にある、ともに支え合うあたかい町というものの将来像に目がけて進めていくことにも方向性として、このやり方が合致しているのではないかなと考えております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていた、八丈町にはそういったことを考えたり、施策をつくっていく部署がないというふうにおっしゃってました。支庁にも環境局に携わるというか、の部署が

ないので、そういうことも原因の一つかなと思いますけれども、やはり今後町ではそういうことを推進するのであれば、例えばいち早く外来種の問題とか、また新しい外来種、ちょっとやばいのが入ってきたという情報も聞いていますので、そういうことに対応する部署が必要かなと思うんです。

それはもちろん役場だけにお願いするのではなく、関係する民間の人との協力の中で政策を進めていくことが必要だと思いますけれども、この点、そういった部署をつくる予定がないとおっしゃったんですけれども、町長はどうお考えになるか、ちょっとお聞きしていいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 突然ですが、町長のコメントを求めがありました、いかがですか。

○町長（山下奉也君） まあ必要性は感じておりますけれども、今の現状ではなかなか難しいです。それと、先ほどからの町の今一番の課題といいますか、アンケートの中でも、組織の改革というのが一番大事なんで、ただ、やはり行政といいますか、組織が縦割りの部分がありますので、そういう意味で、自然公園の関係も産業であったり、住民であったり、企画であったり、そういう部分が相当な事業でもあります。

今、特に専門職がないということで、産業の農道、また町道、いろんな施設の建設、そういう専門職が技術職もない中で、あと、最近入ってきたDX、IT関係、そういうものも各課で縦につながっている部分がありますので、私が今一番考えているのは、そういうのを何か1つの課じゃないですけれども、1つの部署でできるような組織改革ができないかなというのを、今一番そういうところから進めていきたいなと思っておりますので、そういう部分でご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今、町長が必要性を感じているというところで、しかし、なかなか難しいというところをおっしゃっていただいて、必要性を感じていただきよかったです。

自然環境に関する法律には、先ほども町長が言ったように自然公園法、自然環境保全法、森林法、鳥獣保護法、文化財保護法、種の保全法、いろいろなものが多岐にわたるんですね。ここで恐らく八丈町では、今それに関する条例がありません。例えば、御蔵島では平成14年、神津では平成19年に自然保護条例が施行されています。

やはりエコツーリズムを推進するに当たっては、これらの法律や条例を整理し、さらに八丈島ならではの自然を保全するための条例の制定を行っていく必要があるのではないかなと思います。

先ほども申し上げましたように、もちろん町に押しつける気はないというか、そういうことではなく、審議会とか、準備委員会とか、つくる中で、そういうことを進めていっていただきたいなど。

それで、今町長がいろんなところにまたがるというお話ありました。大体企画財政と産業課と総務課の人は関わっているんですが、ここで例えば外来種を一生懸命やっている住民課の方も関わって、そういうふうな検討会ができたらいいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） これは企画財政課長、回答できますか。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 今、町長が申し上げたとおり、やはりデジタル化というものもありまして、横断的に物事を考えていこう、縦割りの考えをなくしてというところで、今まさにそういった組織に変えていこうということで、その一端がプロジェクトチームだったりするんですけども、少し時間はかかるかもしれないんですけども、そういった横断的な考えを持って、今回我々が事前にお配りした企画財政課資料の人口ビジョンの達成に向けた考え方をちょっと読んでいただきたいと思いますけれども、そこにもあるとおり、どちらかというと横断的な取組で、足し算じゃなくて掛け算で進めていく。暮らし館にはエコツーリズム推進もあるし、地域活性化もあるし、やはり財政状況、人手のなさというのもございますので、どうしても掛け算で進めていくといった考え方を持って、いろんな施策に取り組んでいきたいと考えています。

条例については、やはりそういったことから、我々、専門的な知識、分野を人員として配属するというのはなかなか難しいところがございますので、そこはやはり民の力を借りて、協議会などを立ち上げて、その中でしっかり町ももちろん入れさせていただいて、その中で議論して進めていくといったやり方で進めていければなと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、次に移ります。

◇ 山 下 則 子 君

○議長（山本忠志君） 5番、山下則子君。

○5番（山下則子君） 私のほうからは、ごみの散乱を防ぎ、観光地としてふさわしい八丈町

へという題でさせていただきます。

燃やせるごみの日に車で走っていると、ごみ集積所がカラスに荒らされ、ごみが散乱している光景をよく見かけます。また、住民の方々からも、何とかしてほしいとお声を伺っています。そして、観光地としても、この光景は恥ずかしい限りです。

実際、私のごみを出して、次のごみを家に取りに帰り、ごみ集積所に戻ると、カラスがくちばしで器用にかけてあったネットの端をめくり、ごみ袋をつついて、ごみをくちばしで加えたところで私に気づき、ごみをくわえたまま飛んでいきました。ごみネットの端には重りがあるのに、役に立ちませんでした。

そこで、要望ですが、可能な集積所にはごみボックスの設置をお願いしたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。また、町が広報はちじょうなどで住民に周知しているのは承知していますが、カラスに荒らされないための、もっと分かりやすく、見やすい工夫も必要ではないでしょうか。さらに、集積所には多言語のごみの出し方の看板を設置してはいかがかと考えますが、町の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 回答、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、ただいまの5番議員、山下則子議員のごみの散乱を防ぎ、観光地としてふさわしい八丈町へというご質問に対して回答をさせていただきます。

現在、町内には527か所のごみ集積所が設置されており、燃やせるごみに関しては、週に2回ずつ、地区ごとに定められた曜日に収集をしております。このうち、カラスや野良猫などの小動物により、ごみが荒らされることがある要注意の集積所は、収集委託者からの報告では16か所ほどございます。これは全体の3%の割合となりまして、それ以外の97%の集積所では、利用者のご努力やマナー改善により、ごみ荒らしの被害はほとんど見られないという状況でございます。

この要注意の集積所の傾向としましては、一概には言えませんが、ごみ出しの時間や曜日が守られていない、利用世帯数が多くごみも多い、また、大通り沿いで他地区の住民がごみを捨てていくなどの問題点が見られ、改善指導により一時的によくなっても、しばらくすると元に戻ってしまうことが多いというふうに思っております。

ごみ集積所の設置や維持管理につきましては、基本ルールとして、その集積所を利用される周辺の住民の方にお任せをしております。町では、カラス等によるごみ荒らしを防止するため、黄色いカラスネットを無償配布しておりますが、集積所は設置場所や利用世帯数、地権者の意向など、様々な違いがあるため、統一規格のごみボックスやゲージの設置が難しく、

これらの設置は町では補助せず、費用負担を含め、各利用者にお任せをしてきたところです。

今後の集積所対策といたしましては、まずこの16か所の要注意集積所の改善に重点的に取り組みたいと考えております。東京都環境局の市町村向け補助事業メニューの中に、自治体のごみ集積所に貸出し、設置するための折り畳み式ゲージ等の購入ができる事業がありますので、これをうまく活用できればと思います。ただし、これは1回限り、一度きりの事業とすることですから、どのように使うのが効果的か、ごみ処理問題協議会等で検討してまいりたいと思います。

カラスにごみを荒らされない対策としては、隙間のないようにネットをしっかりとかける、あるいはゲージの蓋をしっかりと締めることが非常に有効ですが、その場所に餌があることを学習してしまったカラスが、ネットをめくってごみを荒らしてしまうことがあります。こういった経験値の高いカラスに狙われてしまった集積所では、ネットの周りに石やれんがなどの重しを置くことで被害を防止できます。住民の皆様も経験上分かっていることとは思いますが、今後このような対応を呼びかける表示にも力を入れてまいりたいと思います。

また、ごみを覆いやすいように、現在配布しているカラスネットの倍の大きなサイズのネットも導入する準備をしておりますので、ネットの交換やカラス対策の方法を含め、分かりやすく周知をしてまいりたいと思います。

多言語のごみ出し看板に関しましては、実際にハングル文字の看板を設置している集積所があり、また、町のホームページでも、令和2年度からごみ分別区分表の英語バージョンを公開しております。ちなみに、6月1日現在で八丈町に居住している外国人は全部で124人、国別の上位がフィリピン、韓国、ネパール、インドネシア、ベトナムとなっております、最近ではインドネシアやベトナムの方が増加傾向です。

多言語で記載された看板となりますと、東南アジア系の言語に精通する職員がおらず、また、看板自体が大きくなってしまうと、強風対策などで設置が難しくなりますが、小さなものであれば、ピンポイントでこの集積所にこの言語の看板を設置してほしいとご相談をいただければ、可能な限り対応してまいりたいと思います。

以上でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 再質問ございますか。

どうぞ。5番。

○5番（山下則子君） ありがとうございます。

ごみの要注意箇所が16か所あるというお話で、早くその折り畳み式、16か所に我が家のそ

ばの集積所は多分入っていないんだと思うんですね。というのは、やはりカラスにやられました。そうしたら、次に出しにきた人が気を利かせて片づけてくださっているとか、拾い集めて、新しく袋に入れて、また置いてくださる。きれいにしようという、そういう心持ちとか、そういうもので、共助じゃないですけども、本当にごみが散乱しているところより守られているという場所は、その16か所以外の場所が多分そういう感じで、住民の皆様にご苦労をかけて守られているのかなと思うんですね。

あとは、早くこの折り畳み式というのを協議していただいて、一日も早くきれいな八丈町にしていいただければと思います。

それで、先ほどカラスは頭がいいとおっしゃったんですけども、やはりカラスというのは目もよくて、自分の目指す食べ物とか、餌だと思ったらそこへ目がけて、やっぱりその重たい重りをくちばしでやって開けちゃうぐらいですから、相当何か執念を持って、ごみをあさっているような気がするんですね。

なので、住民の皆さんに周知するためには、カラスはこういう特性があるんですよ、だから、カラスにやられないために、こうしたほうがいいですよという面を強調していただけたらなと思います。

それで、うちのそばのごみネットのところも荒らされないようにと思って、重しとか、石を置いたり、あとペットボトルの重いのにお水を入れて、どなたかとか、提供していただいた何リットルか入る焼酎の取っ手つきのペットボトルにお水を入れておいてあります。というのは、高齢の方も置きに来るので、石が持ち上げられないとか、取っ手つきだったらちょっと持ち上げられるということもあるかなと思って置いてあります。

あと、多言語看板なんですけれども、やはり集積所を回っていらっしゃるごみ収集車の方が一番よく分かると思うんですけども、ここだと思ったところに、ぜひやっぱり立て看板とか、このごみは何曜日、何曜日、燃やせるごみ、危険物という感じで、分けて表示された中に、QRコードでもっと細かい分別の仕方はこちらをご覧くださいみたいなQRコード、今現在は何でもQRコードなんです。何かこう、家電を買っても取説がQRコードでここどうぞみたいな感じになっていますので、QRコードをつけていただいて、すぐホームページのごみ出しのところにつながるとか、そういう工夫もしていただけたらと思うんです。

今住んでいる外国人の方がどのような言語が分かるかというのは、ちょっと私もよく分からないんですけども、なるべく外国人の方が分かる言語にしていいただけたらなと思います。ちょっとああいうよその国の、東南アジアの言語の表示の仕方というのはちょっとよく分か

らないんですけれども、なるべく短めで表示していただいて、あとはQRコードで英語表記しかないとおっしゃいましたけれども、そのところをもうちょっと充実させていただけたらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） ありがとうございます。

多くの地域の集積所が、地元住民の皆様のご協力で非常にきれいに保たれているということとは、私ども大変感謝をしております。要注意の集積所、16か所あるということなんですけれども、先ほど一概には言えないと言いましたが、そういったところ、特にごみが多いんですね。利用される世帯数が、場所によっては40世帯、50世帯が1か所を使っているようなところもございます。そうすると、ごみがいつもあふれかえっていて、また、それだけ多くの方が利用されると、責任感も希薄になってしまって、掃除をする人も、誰かがやってくれるだろうで、結局誰もやらないというような状況も見えております。

そういった集積所、一つ一ついろいろな課題があると思いますけれども、そういったところを今後重点的に解消していきたいなと。また、そのような集積所には、ごみ出しの看板ですとか、カラス対策にはどういったことが有効ですよというようなことも、分かりやすく表示できるように、いろいろな準備を進めてまいりたいと思います。

また、多言語のごみ分別区分表の表示ですけれども、QRコードでというアイデアいただきましたので、そこからうまく飛べるように、我々のほうでもちょっといろいろ考えていきたいと思いますので、また対応言語の充実についても、ちょっと難しい面もありますが、考えていきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○5番（山下則子君） はい、いいです。

○議長（山本忠志君） 分かりました。

これにて一般質問を終結いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、報告第1号 令和6年度、八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の7をお願いいたします。

報告第1号 令和6年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行例第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和6年度八丈町一般会計繰越明許費繰越計算書。

こちらは、令和6年度で設定された繰越明許費のうち、令和7年度に繰り越す額を報告するものです。翌年度繰越し後額で説明いたします。

2款2項企画費、移住定住支援用動画作成委託385万円。こちらは令和6年度12月補正で予算計上したもので、動画制作に当たり、年間を通しての撮影が必要なための繰越しで、事業の実施中となっております。

3款1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援特別給付金事業費4,573万828円。こちらは給付金の追加交付分の交付が4月以降になることによる繰越しで、事業実施中となります。

4款2項清掃費、低濃度PCB廃棄物収集運搬処理事業309万2,013円。こちらは海上不良による海上運搬の遅れによる繰越しで、5月に事業は完了しております。

6款1項農林業費、中之郷銚子の口ため池改修工事監理委託160万円、その下の中之郷銚子の口ため池改修工事1億9,800万円。こちらは入札不調を受けての繰越しで、事業実施中となります。

清戸原農道整備土地購入10万円。こちらは土地購入に係る契約締結の遅れによる繰越しで、事業実施中となります。

発電機購入217万8,000円。こちらは在庫不足による納品の遅れによる繰越しで、5月21日に納品され、事業完了しております。

7款1項商工費、フリージアまつり補助金51万8,000円。こちらはフリージアまつりの会期が4月6日までとなる繰越しで、事業完了しております。

8款1項道路橋梁費、中道伊郷名線道路改良工事5,816万円。こちらは電柱移設工事に伴う工事期間の延長による繰越しで、5月12日に工事は完了しております。

下の寺山団地3号棟改修工事4,590万円。こちらは天候不良に伴う工事期間の延長による繰越しで、事業実施中となります。

合計3億5,912万8,841円を繰越いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第7、報告第1号 令和6年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて日程第8、報告第2号 令和6年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の8をお願いいたします。

報告第2号 令和6年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告について。

令和6年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和6年度八丈町一般会計事故繰越し繰越計算書。

こちらは避け難い理由により、年度内に支払いができなかったものを繰り越すものとなります。翌年度繰越額で説明いたします。

4款2項清掃費、事業名、し尿収集車購入、翌年度繰越額が1,414万8,013円。こちらは海上不良による貨物船の欠航、積載コンテナ数減少の影響により、年度内の納期が困難となったため、事故繰越ししております。車両については、4月18日に納品となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第8、報告第2号 令和6年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて日程第9、報告第3号 令和6年度八丈町一般会計継続費繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の9をお願いいたします。

報告第3号 令和6年度八丈町一般会計継続費繰越額の報告について。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

令和6年度八丈町一般会計継続費繰越計算書。

こちらは令和6年度の予算で設定された継続費のうち、令和7年度に繰り越す金額を報告するものとなります。

8款4項住宅費、事業名、粥倉団地建設事業、継続費の総額3億6,078万円、繰越金が101万600円となります。こちらは令和5年度から令和7年度まで3年間の継続事業となりますが、令和6年度の執行残額101万600円を繰越しするものとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第9、報告第3号 令和6年度八丈町一般会計継続費繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、報告第4号 令和6年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

説明、企業課主幹。

○企業課主幹（岡野豊広君） データ番号が10番、お願いいたします。

報告第4号 令和6年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和6年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書。

事業名が大賀郷浄水場停電対策事業となります。令和6年度継続費予算現額が1億1,857万1,000円で、支払義務発生額を除いた残額4,970万円を翌年度へ通次繰越しいたします。

報告は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第10、報告第4号 令和6年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告については、以上で終わります。

休憩取りましょうか。じゃ、これから2時半まで休憩といたします。

（午後 2時15分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時30分）

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 先ほどに続きまして、日程第11、議案第38号 令和7年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 初めに、この一般会計補正予算書となりますが、直前の差し替えとなつてしまい、申し訳ありませんでした。差し替えの内容につきましては、こちらの第2表の継続費の補正の追加となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3ページをお願いいたします。補正予算書の1ページになります。

議案第38号 令和7年度八丈町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,285万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。継続費の補正。

第2条、既定の継続費の変更は、第2表 継続費補正による。

令和7年6月10日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、10ページをお願いいたします。補正予算書の8ページになります。

初めに、歳入です。項の補正額を中心に説明いたします。

15款1項国庫負担金288万円の増。こちら、障害児給付費負担金となりまして、こちらは4月から運営しています民間による放課後デイ・サービスの給付費となります。負担割合につきましては、国2分の1、都4分の1、町4分の1となります。

2項国庫補助金4,802万7,000円の増。1目総務費において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,703万1,000円。こちらは令和7年度の予備費分の配分額を含めた金額となります。こちら、内容は7月、8月分の利用分の水道料を補助する計画となります。こちらは今現在、東京都の水道料の補助が、都が計画しておりますが、こちらは東京都のほうはまだ補助要綱ができてございませんので、ここには含まれておりません。町としましては、東京都のほうも、こちらと合わせた、住民に混乱が起きないように、やり方として実施したいと考えておるんですが、まだ要綱ができていないのに決定しております。そのための予算措置でもありますので、ちょっと予算変動が起きる可能性もございますので、承知おきをお願いいたします。

2目民生費におきまして、子ども・子育て支援交付金73万8,000円。こちらは産婦人科の小児科相談事業となり、負担割合は国2分の1、都4分の1、町4分の1となります。

5目土木費、社会資本整備総合交付金25万円。こちらは粥倉団地外構工事の地中障害物撤

去工が追加となり、増額するものとなります。

6目教育費では、GIGAスクール構想支援体制整備事業補助金5万4,000円。こちらは新規事業で、教育者向けの教育DX講師に対する謝礼となります。

下にありますリーディングDXスクール事業補助金5万円の減は、3月上旬にありました国の実施要領の減額分を調整するものとなります。

下にあります中学校費におきましては、内容はこちら、小学校費と同じとなります。

16款1項都負担金144万円の増。次のページに入りまして、1目民生費において、障害児給付費負担金、こちらは国庫負担金にもあります放課後デイ・サービスの給付費となります。

2項都補助金311万9,000円の増。1目総務費において、移住・定住ツアー補助金91万2,000円の減。島しょ山村地域移住支援事業補助金1,642万5,000円の減。移住定住促進市町村支援事業補助金1,785万5,000円の増。こちらは令和7年度から補助事業の一本化、補助率も2分の1から4分の3へ変更したことに伴う調整となります。

2目民生費で、子ども・子育て支援交付金36万9,000円。こちらは国庫補助金にもありました小児科相談事業となります。

4目農林水産業費、未来に残す東京の農地プロジェクト補助金75万円。こちらは補助率が2分の1から3分の2へ変更したことに伴う増額となります。

8目教育費、笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金120万円。こちら、子供企画型は新規事業となります。こちら、内容は令和7年度三根小学校の150周年記念ということもあり、テーマを150周年を思い出深いものにしよう。みんなでつなぐネットワークと設定し、地域の方々と150周年記念の商品開発を計画しております。

下の教育支援センター機能強化補助事業補助金28万2,000円。こちらは、いじめ、不登校対策での適応指導員の雇用費となります。

3項委託金30万円の増。5目教育費において、デジタル活用推進地区事業委託金15万円。こちらも新規事業となります。東京都が推進地区に指定されましたので、これに準ずる事業を三原小・中学校で実施します。内容につきましては、歳出にて説明をいたします。

次のページをお願いします。

19款1項基金繰入金5,800万円の減。財政調整基金を2,800万円、公共施設整備基金を3,000万円減額いたします。公共施設整備基金は、三根小学校体育館改修工事分となります。

21款4項雑入9万2,000円の増。こちらは、みはらしの湯の落雷による修繕分の建物災害共済金となります。

歳入合計、補正前の額91億3,499万3,000円、補正額214万2,000円の減、計91億3,285万1,000円となります。

次のページをお願いします。

ここから歳出に入ります。

2款1項総務管理費326万4,000円の増。1目一般管理費において、電話料3万5,000円は、八盛隊の増員による電話配線変更等に伴う増額となります。今月6月初旬に1名採用がありまして、現在8名体制となっております。7月初旬に1名、8月初旬に1名、8月には10名体制となる予定となっております。

5目財産管理費において、非常用自家発電設備保守点検10万1,000円は、潤滑油交換の積算漏れに伴う増額となります。日直委託料1万1,000円は、閉庁日の計算誤りによる増額となります。

下の防火・防災管理者講習負担金1,000円は、講習教材の値上げに伴う増額となります。

7目災害対策費の修繕料48万1,000円。こちらは防災倉庫の雨漏り修繕となります。

12目IT推進費において、電算機器保守委託料21万2,000円。こちらは八盛隊の増員に伴うPCの追加で、既存契約の変更を行う予定となっております。

下の事務系システム用備品購入16万7,000円は、プリンターの故障による機器の入替えになります。

14目奨学資金貸付基金繰出金225万6,000円。こちらは給付型の奨学金の給付条件期間経過に伴う基金繰入れのため、支出を行うものとなります。

2項企画費275万円の増。1目企画総務費において、移住・定住ツアー謝礼8万2,000円は、ツアー協力者への謝礼となります。

次のページをお願いします。

上から消耗品費の4万円は、海・山・暮らし館のVR用の保護マスク等の消耗品の追加購入分となります。

下の郵便料8万8,000円は、空き家物件の意向調査における郵便料となります。

委託料において、駐車場区画線塗装委託料12万円、下の網戸設置委託料10万4,000円、下ののぼり旗製作委託料10万7,000円、こちら3つは海・山・暮らし館の駐車場のライン塗装、エントランスの網戸設置、営業中時ののぼりを作成するものとなります。

電算機器リース料144万5,000円。こちらも八盛隊増員に伴うPCの追加で、既存契約の変更を行います。

地域おこし協力隊用備品購入76万4,000円。こちらは八盛隊増員に伴う事務机と椅子の購入となりますが、方向性としまして、デジタル化によるフリーデスク、ペーパーレス等を意識し、進めていく予定となっております。

5項選挙費9万9,000円の増は、選挙事務用に使用するプリンターの購入となります。

3款1項社会福祉費6,703万3,000円の増。1目社会福祉総務費において、民生・児童委員協力委員謝礼8万8,000円は、民生・児童委員の新任研修の旅費となります。

下の管外旅費6,000円は、民生委員協議会での宿泊費高騰による旅費不足分となります。

次のページをお願いします。

上から、物価高騰対応重点支援水道料金補助金6,000万円。こちらは歳入でも説明しました、7月、8月利用分の水道料の補助となります。

3目老人福祉費において、修繕料21万円は、坂上老人福祉館の給湯器の修繕となります。

介護保険特別会計繰出金49万5,000円は、介護システムの改修分となります。

下の後期高齢者医療特別会計繰出金47万4,000円。こちらは職員給与にて、扶養手当の受給者変更に伴う増額となります。

5目障害者福祉費で、障害児通所給付費576万円。こちらは、歳入でも説明しました、放課後デイ・サービスの給付費となります。

2項児童福祉費310万2,000円の増。こちらは若草保育園の給食用備品で不具合がありまして、買換えをするものとなります。

4款1項保健衛生費325万5,000円の増。1目保健衛生総務費において、空調機器部品交換委託料30万円。こちらは保健福祉センターの事務室エアコンの応急処置となります。こちらのエアコンの交換工事については、令和8年度に計画しております。

下のバッテリー代4万8,000円は、保健福祉センターのAEDのバッテリー交換となります。

2目母子保健費において、産婦人科・小児科オンライン相談委託料147万7,000円。こちらは歳入でも説明しました、小児科のオンライン相談の事業となり、助産師・保健師不足による負担軽減と、子育て支援の拡大を目的に実施するものとなります。

6目温泉施設管理費、みはらしの湯給湯管改修工事143万円。こちらは、みはらしの湯のシャワー給湯管の水漏れ修繕となります。

次のページをお願いします。

6款1項農林業費205万円の増。3目農地費において、修繕料30万円は、三根河尻水路下

の水路修繕となります。

下、農道等改修委託料99万円。こちらは大賀郷の農業用コルゲート水槽周囲の雑木の伐採費となります。

続いて、未来に残す東京の農地プロジェクト補助金75万円。こちらは歳入でも説明しましたが、補助率が2分の1から3分の2に変更になったことに伴う増額となります。

11目鳥獣害対策費において、光熱水費1万円は、八形山カラス箱罟の清掃に係る水道料となります。

3項振興費4万3,000円の増。こちらは農業DXハウスのクラウド利用料プラン変更に伴う増額となります。

8款1項道路橋梁費281万6,000円の増。2目道路維持費において、町道測量委託料31万5,000円。こちらは、ねぎばな水壺線の路肩復旧に係る測量費となります。

下の土地購入費166万7,000円。こちらは令和6年度9月補正分が未契約となり、再計上するものとなります。

次のページをお願いします。

道路維持管理備品購入7万5,000円は、こちら、土のう製作機の購入費となります。

3目道路新設改良費において、工事測量委託料38万5,000円は、南原線地積測量図の修正測量となります。

下の無電柱化推進計画改定委託料37万4,000円は、労務単価の見直しによる増額となります。

4項住宅費165万5,000円の増。1目住宅管理費において、工事設計委託料83万6,000円。こちらは、桜平団地の外装、末吉団地の外装の発注用設計書の入替えとなります。

2目公営住宅建設費において、工事設計委託料31万9,000円。下の粥倉団地外構工事50万円。こちらは歳入でも説明しました、粥倉団地外構工事において、地中障害物撤去工の追加に伴う増額となります。

10款2項小学校費9,786万円の減。1目学校管理費において、施設改修委託料300万円は、三原小学校の校庭バックネットの撤去となります。

下の工事監理委託料390万円の減、その下、工事設計委託料50万円の増、工事請負費に入りまして、町営小学校屋内運動場改修工事1億円の減、こちらは三根小学校体育館改修工事を当初、外壁等も併せて実施する予定としておりましたが、工期等の関係もございまして、防水工事のみに変更したことによる減額分となります。

備品購入費において、教育備品購入2万8,000円は、三原小学校のモニター購入となります。

2目教育振興費、教育D X講師謝礼16万3,000円は、こちら、歳入でも説明しました教育D X講師への謝礼分となります。

次のページをお願いいたします。

上から管外旅費15万4,000円。こちらは歳入でも説明しました、デジタル活用推進地区事業で、こちら、先進自治体への視察を実施するものとなっております。

下の笑顔と学びの体験活動プロジェクト消耗品20万円。こちらも歳入で説明しました、子供たちが企画する体験プロジェクトに係るノベルティーになります。

I C T関係保守委託料99万5,000円。こちら、パソコンの入替えによる調達、仕様書変更に伴う増額分となります。

下の笑顔と学びの体験活動プロジェクト委託料100万円。こちらも歳入で説明いたしました、150周年の商品開発に係る委託費となります。

3項中学校費389万8,000円の増。1目学校管理費において、修繕料30万円は、大賀郷中学校の電気室の屋根の修繕となります。

下の運搬料2万円は、三原中学校の意見発表会における、おじゃれホールへの給食移送費となります。

下のアスベスト分析調査委託料22万5,000円は、三原中学校体育館トイレの天井雨漏り補修に係るアスベスト調査費となります。

下の施設改修委託料180万円は、三原中学校の体育館のトイレ天井の雨漏り補修になります。

備品購入費で、教具購入備品10万8,000円は、三原小学校の生徒用の机と椅子の購入費となります。

2目教育振興費において、教育D X講師謝礼16万3,000円は、こちら、小学校費と同じく、教育D X講師への謝礼となります。

下の管外旅費16万5,000円。こちらも小学校費と同じく、デジタル活用推進地区事業での先進自治体への視察費となります。

委託料で、I C T関係保守委託料101万7,000円。こちらも小学校費と同じく、パソコンの入替えによる調達、仕様書変更に伴う増額分となっております。

次のページをお願いします。

理科備品購入10万円は、薬品収納庫の購入で、購入予定品の値上がりと運搬費の高騰により増額となっております。

4 項学校給食費62万9,000円の増。1 目給食総務費において、印刷製本費 8 万円は、学校給食費の納入通知書の業者変更に伴う単価値上がりによる増額分となります。

2 目給食事業費において、害虫駆除委託料 4 万4,000円は、薬剤の値上がりによる増額となります。

その下、調理用器具点検委託料50万5,000円は、こちら、当初予算の要求誤り分となります。

5 項社会教育費440万円の増。こちら、公民館の空調設置工事で、こちら、末吉公民館にてアスベストの除去、また、業務用エアコンへの仕様書変更に伴い増額となるものです。

6 項保健体育費100万円の増。こちら、三原中学校の屋外照明器具の撤去の委託料となります。こちら、昨年度末の点検時に指摘があり、撤去するものとなります。

14款 1 項予備費27万6,000円の減。

歳出合計、補正前の額91億3,499万3,000円、補正額214万2,000円の減、計91億3,285万1,000円となります。

すみません、ページ戻りまして、7 ページをお願いします。補正予算書の 5 ページとなります。

第2 表継続費の変更になります。こちらは歳入歳出で説明いたしました粥倉団地の建設事業における外構工事部分で、地中障害物撤去工が追加になったことに伴う増額変更となります。

8 款 4 項住宅費、粥倉団地建設事業、補正前の総額 3 億8,205万6,000円、令和 7 年度年割額2,595万円、補正後の総額 3 億8,210万6,000円、令和 7 年度年割額2,600万円となり、5 万円の増額となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は予算書全てを対象として、一括でお受けいたします。また、発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） まず、資料の13ページ、民生費の中の社会福祉総務費負担金補助金及び交付金の中の、物価高騰対応重点支援水道料金の件なんですけれども、歳出額は6,000万円に対して、財源のほうを見ますと、これだけではないんですけれども、ほぼこの分に当たると思うんですが、国庫補助金が4,703万1,000円に対して、一般財源が1,300万ということになっています。

こちらのほうに関しましては、先ほど説明の中で、東京都の補助金の要綱は固まっていなくてということだったんですけれども、この一般財源をここで計上しているという意味合いについてお伺いしたくて、いわゆる東京都の補助が固まるまでは、それでも一月当たり3,000万というのは、水道料金として過去の実績等を踏まえて必要であろうという計算で6,000万円があって、ただ、国からの補助金が4,700万しかないんで、それを上げて都の補助を待った上で、一般財源を振り替えるなりなんなりという趣旨での一般財源なのか、それとも、国と東京都の水道料金に関する対応に加えて、町単独でもやるつもりでの一般財源の計上なのか、どちらなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらは国の物価高騰対策にプラスして、今東京都でも計画してございます。ここに議員がおっしゃるように、町もプラスしてやっていこうという考えで、あまり違う事業はやりたくないんで、統一感を持たせたいということで、その部分を町が負担して実施していこうという考えで、町負担をある程度見込んでの計上をさせていただいているところです。

内容については、まだ都の要綱が固まってございませんので、その辺についてはまだ確定してございませんが、町のほうもそこに支援するという形で今進めることを考えております。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってください。1 番、よろしいですか。

ちょっと待ってください。関連。

じゃ、5 番、いきましょか。

○5 番（山下則子君） すみません、その水道料の補助というか、八丈町では昨年度と同じように全部無料という理解でよろしいんでしょうか。都のほうだと、基本料が無料にするという部分だったんですよね。八丈町としては全体、全部というか、個人のお宅の水道料は無料ですよという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 基本的な考え方は、全額無料という方向で町は考えています。まだ都の要綱ができていませんので、都の今知り得る情報だけですと、25ミリ以下の一般家庭のみの基本料金ということになっています。その部分を国のほうの2か月とまた、じゃ、今回は基本料金だけとしてしまうと、これ、住民の方が混乱してしまうので、その辺の整合性を持たせるための町負担をちょっと付け加えるといった部分で、ちょっと進めさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） いいですか。全額ということ。

10番議員、手挙げている。はい、お願いします。

○10番（山下 巧君） 大賀郷公民館が、雨漏りがしているというお話聞きました。これについては、把握しておりますでしょうか。これ、教育ですかね。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

10番議員、その今の話は、ページ数は何ページですか。ここには載っていない話ですか。入っていないけれどもということですね。様子を聞きたいということですね。どうですか、課長。

どうぞ、教育課長。

○教育課長（田村久美君） 以前から報告があったところですが、ちょっと原因のほうはまだつかめていないので、また引き続き調査をしていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ということです。

10番。

○10番（山下 巧君） 原因を調査してからということで、今、修理ができないということですね。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 風向き等によって雨漏りがあったり、なかったりというところなので、ピンポイントで修繕というのが難しいというところなので、引き続き調査をしてまいりたいと思います。

○議長（山本忠志君） 10番。

○10番（山下 巧君） 雨漏りがすると、もう建物全体が痛みますんで、ぜひ急いでやってもらいたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 13ページの産婦人科・小児科オンライン相談委託料ですけれども、この委託先はどこなのか。それから、1人の医師が対応するのか。それから、常時診られるのか、相談できるのか、その辺を教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） これにつきましては、昨年度ありましたオンライン診療をやった業者でございます。Kids Publicですね。Kids Publicになります。それと、中身ですが、オンライン相談ということで、1人ではないです。助産師、小児科医師、産婦人科医師ということになっていまして、24時間365日ということで対応いたします。

産科の先生とか、助産師とか、また、うちの保健師も相談可能となっておりますので、そういう事業となっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 時間制限もないということですか。何時から何時までですか。夜はできないでしょう。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） そこに関しても大丈夫です。24時間です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） この予算の数字的なものではないんですけれども、先日の議会運営委員会でもちょっとお願いしたんですけれども、13ページ、民生費の社会福祉費、障害者福祉費とあるんですけれども、この障害者の害という字を、障害者のイメージを悪くするんで、平仮名に変えてくれないかと要望したんですが、この辺は検討していただいたでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議運であった指摘事項は、もちろん財政のほうで検討しました。結論としましては、一応予算における款項目節の名称は一応固有名詞というものと考えられるため、少なくとも令和7年度予算上は、このままの名称を使用していく考えですが、議員がおっしゃるように、ほかの自治体とかの現状を随時確認しながら、こちらの款項目の名称も含めて、適切な運用を図っていききたいと。なので、8年度に向けて検討していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 17ページ、教育費の中の需用費で、印刷製本費について、納入通知書作成委託先変更に伴う単価上昇というお話がありましたけれども、まず、そもそも納入通知書の作成に当たって、これは払込用紙が含まれているものなのか、単純に料金だけをお知らせしているものなのかをお伺いしたいと思います。

なぜかといいますと、これだけのために印刷して、郵送してということを考えると、今、お子さんがいる家庭は比較的、相対的に若い方が多い中で、例えばメールでの連絡ですとか、そういった形で十分な内容かと思われまして、町としてもデジタル化を進めるというお話の中であれば、比較的容易に対応できる内容かと思えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらの給食費の納入通知書なんですけれども、払込用紙が含まれます。また、こちら、町の指定の様式でありまして、会計のほうで消し込みする、OCRでかけて消し込みできるような形のものになっているんですね。

なので、ひな形というか、決まっていまして、なぜこの時期に補正をかけたかといいますと、今まで印刷を依頼していた会社が事実上撤退してしまいまして、もうそこで購入できなくなったというところで、その型番、版とか、そこをそのまま引き継いでいる会社があったので、そちらのほうに委託して、印刷ができるようになったので、単価のほうも、今の物価の上昇の関係で金額が上がっています。

実質、子供たち、児童・生徒については、今無償となっているので、実際こちらで送付する納付書については、教職員の方等になります。もちろん、口座振替の方もいらっしゃると思いますが、給食を毎日食べる方ではない方もいらっしゃると思いますので、ちょっとそこが変動するので、まだ納付書というのは、引き続き必要になってきてしまうので、印刷がかかります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 教育課長の説明は分かりましたけれども、これは恐らく企財の範囲になると思うんですけれども、デジタル化を進めていく中で、こういった案件というのが対応が難しいということになりますでしょうか、企財で。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員がおっしゃるとおり、こういったものはデジタル化をぜひどんどん進めていきたいという考え、我々持っております、そのための部署、DX推進係を創設して、全庁をちょっと並べて一緒に進めていきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） ちょっと細かい話なんですけれども、16ページ、学校管理費、これ、給食費の運搬料2万円とあるんですけれども、三原中へ運搬した給食をわざわざおじゃれホールに持って帰ってくるための費用なんでしょうか。ちょっと理解できないんですけれども。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは三原中学校の行事で意見発表会がございまして、そちらがホールを使って意見発表するというので、一緒にまた生徒がもちろん食べるものなんですけれども、同時に給食の試食会も行いうというところで、意見発表会を終えてからまた戻つてというと、ちょっと時間が、給食を食べる時間がなくなってしまうというところで、ホールのほうに運んで、ホールのほうで給食を食べるところです。そのための運搬料になります。

すみません、給食車の運搬とは別途で業者を頼んで、三原中学校分だけ配送するというようになります。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 給食センターから、直におじゃれホールに配送することはできないんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 給食センターの運搬車はルートが決まっております、また今厳しい状況もありますけれども、給食センターの運搬車を使つての給食、こちらに運搬することとはちょっと、時間的にも、また人的にも厳しいというところで、別途業者さんを委託することになりました。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ありますか。

ちょっと待ってくださいね、清孝さんね。先がいますから。

5 番、先いきましょう。

○5 番（山下則子君） 同じく小学校の学校管理費で、三根小学校の防水工事、体育館の防水

工事のみにしたというところなんですけれども、先月、社協さんの福祉交流会に参加したんですけれども、床も相当あちこち雨漏りがしたところに雑巾を置いていて、大丈夫なのかという点と、あと、防水工事だけで本当に大丈夫なんでしょうかと、その現状を見て思ったんですけれども、大丈夫なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 三根小学校の体育館の雨漏り箇所は、ある程度絞られていまして、その雨漏りがしているところの上の天井のところから滴っているところで、また、一番最初に企財課長のほうで最初の説明がありましたけれども、まずは雨漏りを防ぐというところが一番今回の工事に関しては重要ですので、どうしても年度内に早急に雨漏りは食い止めたいというところで、工事を切り分けました。

もちろん全体的に、例えば外壁ですとか、ほかの窓枠ですとか、そういったところも補修をしたほうが、もちろん防水的には完璧だとは思われるんですけれども、今回は雨漏りを、子供たちの学習にも支障がありますし、あと、防災施設というところの観点からも雨漏りがしている施設ですと困りますので、まずは防水というところで、工事を切り分けたということになります。

○議長（山本忠志君） 5 番。

○5 番（山下則子君） そうすると、屋根全体を全部防水するんですか。そうじゃなくて、ここが落ちてくるからという意味じゃないか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 屋根を全面防水します。

○議長（山本忠志君） それでは、続いて、4 番。

○4 番（浅沼清孝君） 17ページの社会教育費でお尋ねしたいんですけれども、歴史民俗資料館の外構工事、業者さんが周りの草刈りしているんだけれども、あれは大体終わる頃にやると思うんですけれども、進行状況とか、その内容を教えてもらえませんか。業者さんがあの崖の草を刈っているんだけれども、それは最後の仕事だと思うんだけれども、それで、仕事が終わってあれをやっているのかなと思ったんですけれども、その進行状況を教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） まだ工事に着手して間もないので、まだもちろん工事は終わっていません。進捗状況については、現在は8月28日だったかな、一応8月末までの工期となっ

ておりまして、今のところ天候等で何か支障がない限りは、工期内に終わるものと考えております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） 先ほどの質問の関連なんですが、13ページの2の母子保健費ですか。産婦人科・小児科オンライン相談の委託料というところで、Kids Public社を採用されるというところだと思うんですけども、すみません、ちょっと僕の勘違いかもしれませんが、分娩終了の臨時議会でお話をいただいたときに、オンライン相談は今検討中だというお話を伺っていたと思うんですが、これは来年の分娩終了に伴う対応としての予算なんでしょうか、ちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 本年度からやる予定であります、この補正なので。ただ、来年に向けてというよりか、もう来年に向けて、こういう相談ができる体制を本年度につくっておきたいということで、本年度からやる事業です。

○議長（山本忠志君） いいですか。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） ご回答ありがとうございます。

もし分かったらいいんですけども、いつから行われるのかと、多分ここって住民の方たちもすごく気にしている部分だと思いますので、もし詳細が分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） この補正が通りまして、また契約という形になりますんで、ちょっとすみません、そこの契約はちょっと、9月には答えられると思います。9月にはやっているかと思われます。すみません。

○議長（山本忠志君） 今7月と言いましたか。9月。ということで、正式な発表というのはないんですか、いつからこれやりますというのは。

課長、どうぞ。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 一応7月1日を目標としております、すみません。

○議長（山本忠志君） 7月1日から開始予定ということですので、いいですか、9番。

ほかにございますか。

2 番。

○2番（浅沼隆章君） 16ページの教育費、教育振興費で、管外旅費についてなんですけれども、この詳細を教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは歳入のほうでもありましたけれども、小学校費については、三原小学校を指定校として、今年DX関係についてはお願いしているんですけれども、先進自治体の視察を考えています。

○議長（山本忠志君） いいですか。

2番、どうぞ。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

こちら、小学校の三原ですか、で正しいですか。

○教育課長（田村久美君） 失礼しました。小学校も中学校も、小学校は三原小学校、中学校は三原中学校を指定しました。こちら、新しいほうのですね。リーディングのほうは三根小学校と富士中学校になります。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

この管外旅費、先進地のほうに行かれると思うんですけれども、その場所等、例えば、じゃ、これに行く人はどういう人が行くのかとか、分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 学校の中に、情報教育の主任という者を1名ずつ置いておりますので、基本的にはそちらの担当の教諭が行かれると思います。自治体のほうも、今のところもう既に市のほうは決まっております。

○議長（山本忠志君） いいですか。ほかにございますか。

それでは、8番。

○8番（岩崎由美君） 歳入のほうで伺います。7ページに社会資本整備総合交付金、地面に障害物が出たのを掘り出すという話がありましたけれども、どんなものが出たか教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） この間、粥倉団地に関しては、以前、保育園があった関係で、保育園の建てたものの埋設物があったということで、どういうものかということ、浄化槽の残骸というか、そういったものが確認されて、それを除去するということになっております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） ありがとうございます。

それで、同じようなケースで、今後そういうものが埋まっている可能性のところというのはあるのでしょうか。普通はないと思うんですけども。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 一応建てる前に地盤調査等を行ってはいるんですけども、ただ、今回は建物ではなくて、外構の工事を行う際に、駐車場のスロープを施工する際に掘削していたところ、そのコンクリート片が出てきて、それがどうも浄化槽であったというところですので、本体の場所に関しては、大体調査するので分かるんですけども、外構工事となると、あまりそこまで広範囲に調べないというところもありますので、なかなかそこは分かりづらいところはあるかもしれないです。

あと、今後もしこういうことがある場合は、過去の資料等を見ながら、埋設物があるのか、ないのかというのを、十分検討する必要があると認識しております。

以上です。

○議長（山本忠志君） いいですか。ほかにございますか。

訂正、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません、先ほど365日24時間対応可能と申し上げたんですが、一応それはL I N Eでのお問合せは365日24時間で、夜間相談が18時から22時ということになっています。日中、助産相談は13時から17時ということになっていますね。L I N Eとチャットでということになっていますんで、よろしく修正をお願いいたします。

○議長（山本忠志君） それは正式に出るときには、それも一緒に出ますよね。じゃ、そのように間違いのないように。

この件ですか。

どうぞ、9 番。

○9 番（浅沼碧海君） 詳しい説明ありがとうございます。7 月 1 日から運用開始のときに、そういった詳細みたいなのは、しっかりと教えていただけるという理解でよろしいですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） はい、それは周知してまいります。これを使うに当たっていろいろありますんで、ちょっとその辺も含めて、今のやり方等を全体に周知してまいります。

一応、東京都も実はオンライン診療をやっているんですけど、ここは予約制でして、なかなかというところ、夜はやっていないという状況になっています。曜日も決まってやっているんですけども、うちのは取りあえずはLINEでは問合せできるということになっています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。関連ですか。

1 番、どうぞ。

○1 番（真田幸久君） すみません、業者選定に当たって、Kids Public、実証事業をやったところを使ったというのは、ある意味分かるんですけども、ほかにも業者さんがいると思います。

例えば、昨年行政視察で行った先の丸森町も同じようなサービス、これは東京都の千代田区にある会社を使っていますけれども、そういったところでの相見積り等は取ったんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません、まだ取ってはおりませんので、契約のときに。

取らない予定で、東京都の事業の流れでということで、Kids Publicというところで、随意契約して行いたいと。

○議長（山本忠志君） ここはちょっと企財の課長に。どっち、はっきりして。どっちがしゃべるの。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 大丈夫です。こっちで。

○議長（山本忠志君） じゃ、福祉健康課長、ちゃんと分かりやすく。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） はい。Kids Publicなんですけれども、小児科医療持続構築ということで、東京都から随意契約で調達が可能となった業者のほうで、私どももこの随意契約いたしたいと考えております。

○議長（山本忠志君） ということです。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 東京都が随意契約でやっているからというのは、分かったようで分からない理由だと思うんですけども、やはり八丈町単独できちんとかいう最低限できる会社ということでリサーチをかけた結果、Kids Publicしかないということであれば、それで結構ですけども、そういった調査をきちんとした上で、Kids Publicしかないということに至ったのか、同じようなことをほかの会社さんができるのであれば、それは当然比較しなければいけないことだと思いますけれども、その当たりの手続はちゃんと踏まれたんでしょうか。

うか。

○議長（山本忠志君） どっちか。企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらは、今東京都が進めておりますスタートアップの企業を応援しようといったところで、スタートアップの国際推進本部というところが進めているんですけれども、その中で、今ちょっと福祉健康課長から話があったとおり、そのスタートアップ企業をまずは使おうと、補正でも説明しました歳入がそこで都が負担してくれるといった今取組ですので、その町負担分の軽減というところを考えて、そこに決めたということです。

中身は、こちら、スタートアップっていろんな言葉が出てきて、我々も混乱しているんですけれども、ここは本筋という言い方は変ですけれども、ちゃんと都のスタートアップの推進本部というところがやっている事業で、昨年、キングサーモンプロジェクトということで、小児科の診療、オンライン診療という形で実施しました。

この結果が、非常にお母さん方から好評で、それを受けて、うちはこの随契、そういったことから随意契約をして、こちら、オンライン相談という形でします。これ、何が違うかといいますと、よく小さいお子さん方がいるところは、やっぱりちょっと具合が悪いとすぐ病院に連れて行きたくなるところを、前もってその間に、診療に当たる前段階で、気軽に相談できる体制をまずは整えていくといったものが、一応今回やるオンライン相談という形になりますので、一応そういった経緯で随意契約を結ぶといったことになります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） おっしゃりたいことは分かりますし、私もその説明会にも参加したので、やっていることは分かっているんですけれども、ただ一方で、手続としてそれでいいのかと。やはり町として、きちんとほかと比較した上で、コストも含めて、ここに決めるに至ったという形を取らないとまずいと思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

決してKids Publicが駄目だということを申し上げたいんじゃないじゃなくて、そこに至った経緯というのをきちんとしておかないと、後で問題になるんじゃないかということを含めて申し上げているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おっしゃるとおりだと思うんですけれども、一応、昨年度のキングサーモンで実績があるといった部分と、そこがしっかりバックボーンとして、東京

都がしっかり見て、そこで認定というか、登録しているといったところを踏まえて、町としてもその辺を担保しまして、契約するといったことになります。

今後、似たような事業が多くなってきたときには、この補助金もずっと続くといったものではございませんので、その辺も併せて町のほうでしっかり検討していければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第38号 令和7年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎延会の宣告

○議長（山本忠志君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は明日6月11日水曜日、午前9時より開議いたします。

本日はお疲れさまでした。

（午後 3時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年6月10日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 金 川 孝 幸

署 名 議 員 沖 山 昇